

I 公共的建築物等

I-A アプローチ

整備の基本的考え方

- (1) 敷地の入口から建物の入口まで、安全に通行できる歩行者通路を設ける。
- (2) 通路は自動車通路との分離を原則とする。通路と車路が接する場合はガードレールなどを設置する。
- (3) 通路は極力段差のないようにし、やむを得ない事情で段差が残る場合は、スロープを設ける。(公共的建築物等 I-C スロープ(斜路)の項参照)

①【幅員】

- ・玄関入口への通路の有効幅員は、135cm以上とする。できれば150cm以上とすることが望ましい。

②【通路面の仕上げ】

- ・通路面は、滑りにくく平坦な仕上げとする。
- ・水たまりにならないよう水はけに配慮する。

③【歩道との境界】

- ・歩道と敷地との境界に段差が生じないように、敷地の状況に応じて可能な限りゆるやかな勾配などを設けて歩道の高さと合わせる。

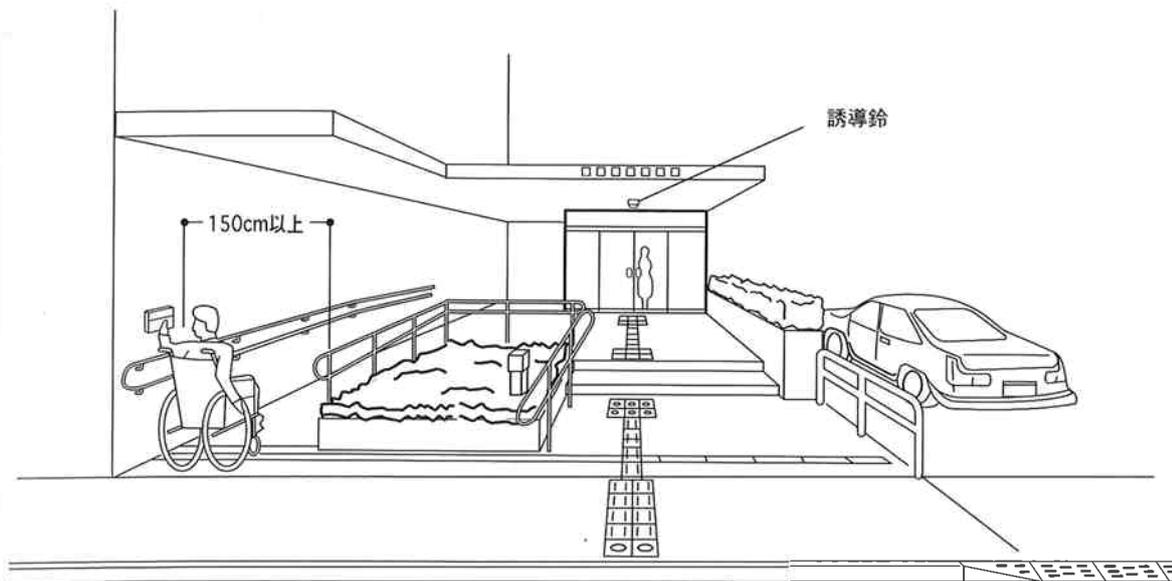
④【溝蓋】

- ・アプローチの通路面には、原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は溝蓋を設け、格子穴は、車いすのキャスターや松葉杖などが落ち込まないように長さ5cm以下、幅2cm以下とする。

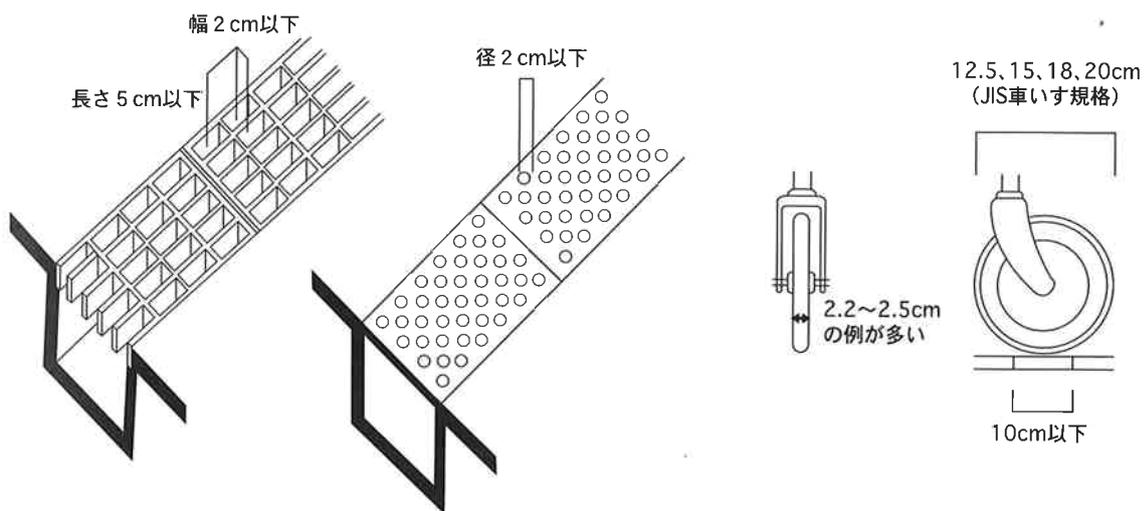
⑤【視覚障害者誘導用ブロック】

- ・敷地入口から建物入口までの経路には、視覚障害者誘導用ブロックを設ける。そして、視覚障害者誘導用ブロックは、弱視者などが対応できるよう色彩を床面と対比させる。(道路及びこれに付帯する施設 II-A(6) 視覚障害者誘導用ブロックの項参照)

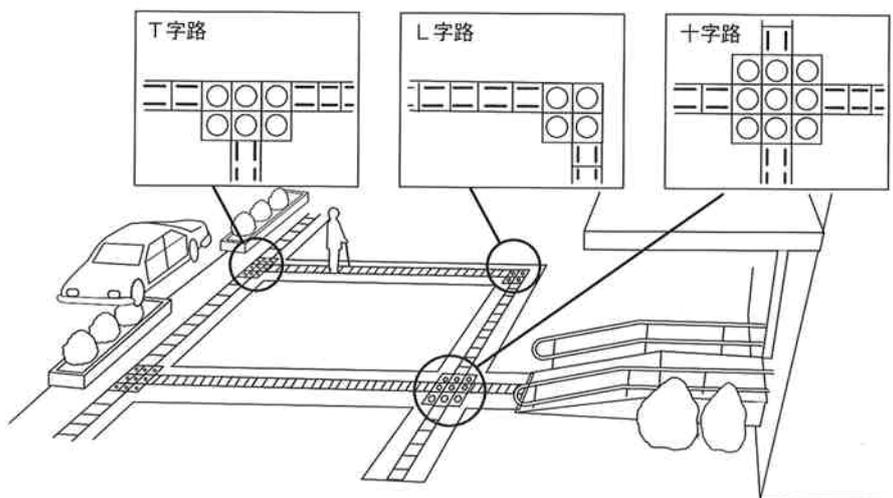
アプローチの例



(溝蓋)



(視覚障害者誘導用ブロック設置例)



I - B 駐車場

整備の基本的考え方

- (1) 玄関付近（屋内駐車場においてはエレベーターのある入口付近またエレベーターのない立体駐車場においては1階部分）に車いす使用者が専用又は優先で使用できる駐車スペースを設ける。
- (2) 駐車場から建物出入口まで、だれもが安全に通行できるようにする。

①【設置】

- ・車いす使用者用駐車スペースを当該建物の出入口にアプローチ可能な経路で最も近い位置に設けること。
- ・全駐車台数の原則2%以上の車いす使用者用駐車スペースを設けることが望ましい。
- ・車いす使用者用駐車スペースの数は、駐車スペースの総数や車いす使用者がよく利用する施設であるか等で判断する。

②【駐車スペース】

- ・幅は350cm以上とする。
- ・車体分のスペースの両側に、幅140cm以上の乗降用スペースを確保する。
- ・車体分のスペース床面に障がい者のための国際シンボルマークを塗装標示し、乗降用スペース床面は、斜線で塗装標示する。
- ・床面は平坦な仕上げ（勾配1%以下）とする。

③【安全通路】

- ・駐車スペースより建物出入口まで、有効幅員140cm以上の車いす使用者及び歩行者に安全な通路を設ける。

④【屋根・ひさし】

- ・駐車スペース及び通路は、屋根又はひさしを設けること。

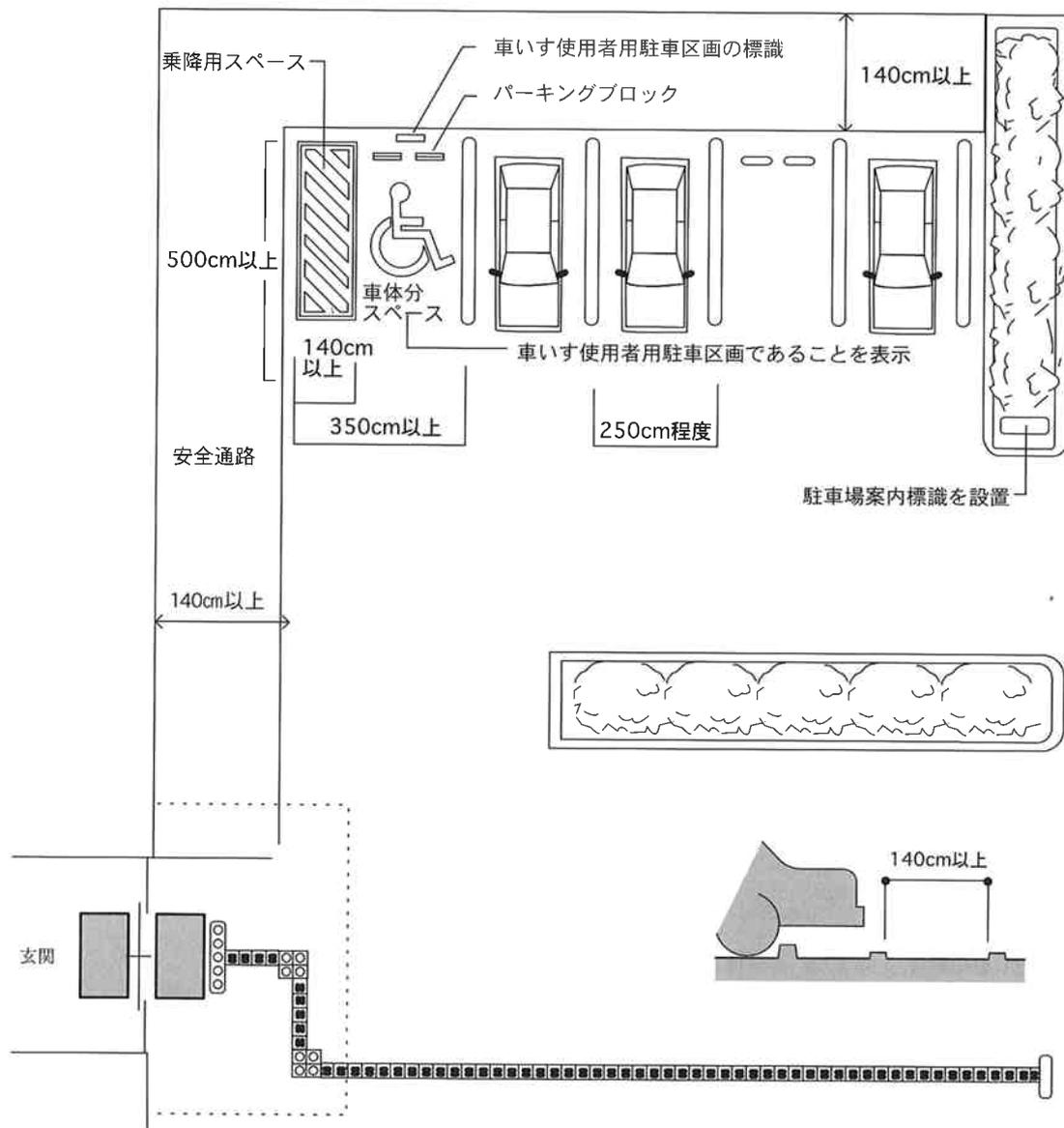
⑤【床仕上げ】

- ・床面は滑りにくく平坦な仕上げとする。

⑥【誘導】

- ・進入口には、車いす使用者用駐車スペースが設置されてることがわかるよう標識を設ける。
- ・見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設ける。
- ・進入口から車いす使用者用駐車スペースに至るまで、誘導用の標識を設けることが望ましい。

駐車場（車いす使用者用駐車区画）の整備例



車いす使用者用の
駐車区画の標識の例



駐車場の案内標識の例



I-C スロープ（斜路）

整備の基本的考え方

- (1) 道路面に段差がある場合は高齢者や障がい者等に配慮したスロープを設ける。
- (2) スロープには緩勾配の階段を併設することが望ましい。
- (3) 屋外においては、屋根又はひさしを設けることが望ましい。
- (4) 1階から2階などへの上下移動手段としてスロープを設置する場合は、原則として屋内に設置する。

①【勾配】

- ・勾配は、屋内1/12（約8%）以下、屋外で1/20（約5%）以下とすることが望ましい。ただし、高低差が16cm以下の場合は1/8とすることができる。

②【幅員】

- ・有効幅員は、屋内で120cm以上とする。
- ・屋外では、135cm以上とする。できれば150cm以上とすることが望ましい。

③【踊場等】

- ・高低差が75cmを超えるごとに踊り場（長さ150cm以上の水平部）を設ける。又、スロープの始点、終点、曲がり部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも同様の踊場を設ける。

④【立ち上がり】

- ・車いすの脱輪などの防止のため、5cm以上の立ち上がりか側壁を設ける。

⑤【床仕上げ】

- ・通路床面は滑りにくく平坦な仕上げとする。屋外など表面がぬれるおそれのある部分には特に配慮する。

⑥【車いす当たり】

- ・側壁には、床上15～35cm程度の車いす当たりを取付けることが望ましい。

⑦【標示】

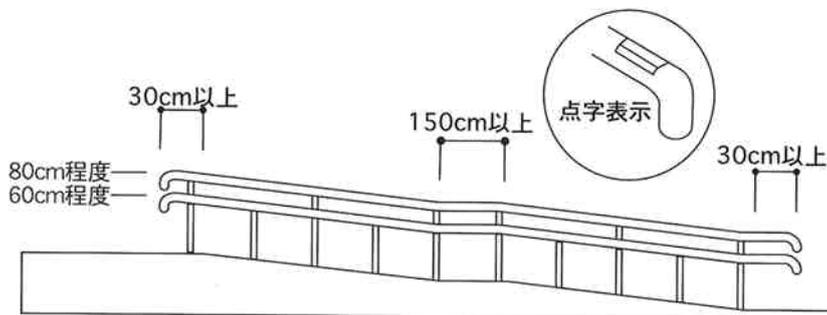
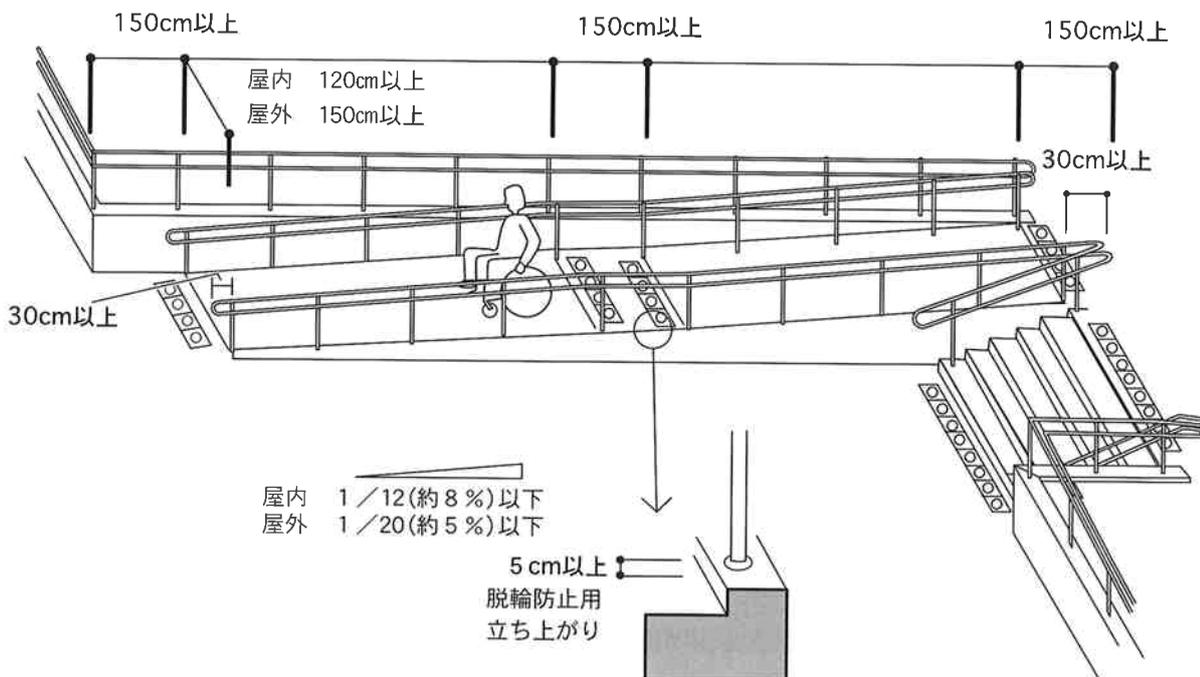
- ・スロープの始終点の手すりの端には現在位置を点字で標示することが望ましい。

⑧【道路との関係】

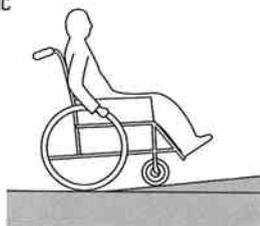
- ・車の通行する道路に直接には接続しない。

⑨【手すり】

- ・手すりは、原則として両側に連続して取りつける。
- ・手すりは、1本の場合高さ75～80cm程度のものを設ける。2本の場合は、高さ80cm程度と60cm程度のものを設ける。
- ・スロープの始点、終点を歩行者に知らせるため、30cm程度の水平部分を設ける。
- ・端部は曲げるなど安全面で配慮する。（下方または壁面方向に曲げる。）



勾配



スロープ勾配(1/12以下):この斜面でブレーキをかければ休むことが可能な限界

●サインの例



I-D 玄関廻り（外部出入口）

整備の基本的考え方

- (1) 玄関ドアは、視覚障がい者や車いす使用者が支障なく出入りできるよう配慮する。
- (2) 非常時に備え、手動式外開き戸を併設することが望ましい。
- (3) 玄関ドアの前後には車いすの回転に必要なスペースを設ける。

①【床仕上げ】

- ・玄関の内外は同一レベルとし、床面は濡れても滑りにくい仕上げとする。

②【玄関マット】

- ・マットは埋め込み式とし、ハケ状のものは使用しない。

③【玄関ホール】

- ・玄関ホールに設けるカウンター・公衆電話及び水飲み器などは、障がい者の利用を考慮する。
(公共的建築物等 I-Nカウンター、I-O公衆電話・ポスト・自動販売機等及びI-Q水飲み器の項参照)
- ・玄関ホールには車いすを常備することが望ましい。
- ・上履きに履きかえて利用する施設では、履きかえる場所に下肢障がい者のためにいすを常備することが望ましい。

④【風除室】

- ・風除室を設ける場合は、感知域間の間隔を100cm以上設ける。

⑤【玄関ドア】

- ・玄関ドアは自動式引き戸とする。回転ドアは用いない。
- ・ドアの開口有効幅員は100cm以上とする。ただし、これにより難しい場合は85cm以上とする。
- ・扉の前後に150cm以上の水平スペースを設ける。
- ・ガラス扉とする場合は、床面35cm以下にはガラスを使用せず、キックガード等を使用する。
- ・全面透明ガラス扉の場合には、誤って衝突することがないように色彩や模様等により、衝突防止措置をとる。

⑥【標示・案内】

- ・玄関付近には、建物概要等を示す掲示・案内板を見やすくかつ通行の支障にならないように設置する。
- ・玄関ホールには、建物内部の配置を示した触知図を設けることが望ましい。

⑦【誘導】

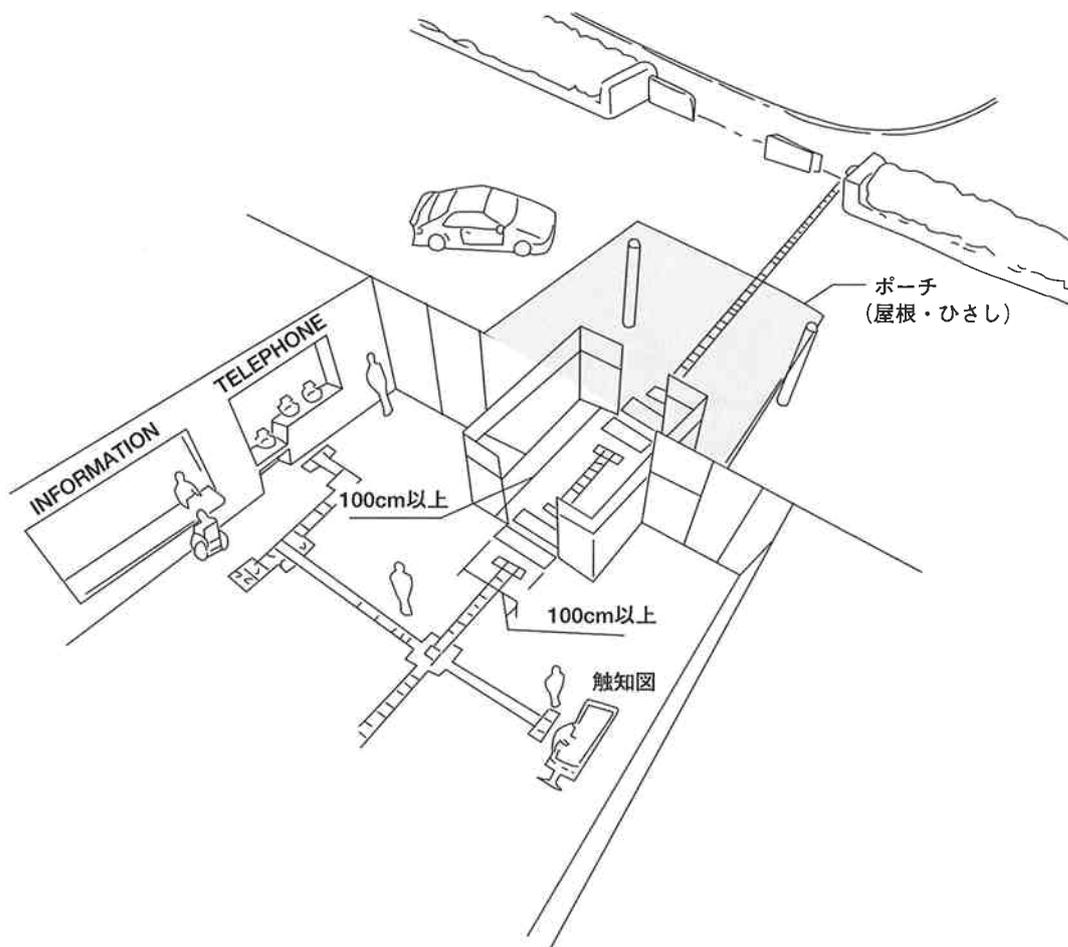
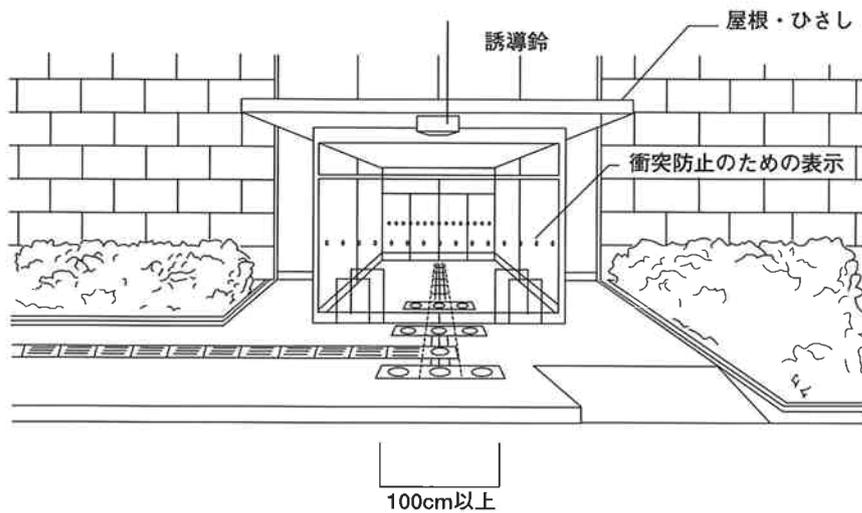
- ・戸の真上に誘導鈴を設けることが望ましい。
- ・玄関から受付に至る間は、視覚障害者誘導用ブロックで誘導する。
- ・玄関には、受付のない場合はインターホン等を設けることが望ましい。

・ 触知図を設ける場合は、視覚障害者誘導用ブロックで誘導する。

⑧【屋根・ひさし】

・ 玄関には屋根又はひさしを設ける。

外部出入口（玄関）の整備例



I-E 出入口（屋内）

整備の基本的考え方

(1) 各室に出入りしやすいように開閉と段差に配慮する。

①【幅員】

・出入口の有効幅員は85cm以上とする。

②【床仕上げ】

・ドアの前後は平坦とし、段差のある敷居や溝は設けない。

③【型状】

・ドアの構造は引き戸式とする。どうしても開き戸にしかできない場合は、開き方向に広いスペースを設ける。

④【施錠装置】

・必要に応じて設けられる施錠装置は、押しボタンまたはサムターン式とする。

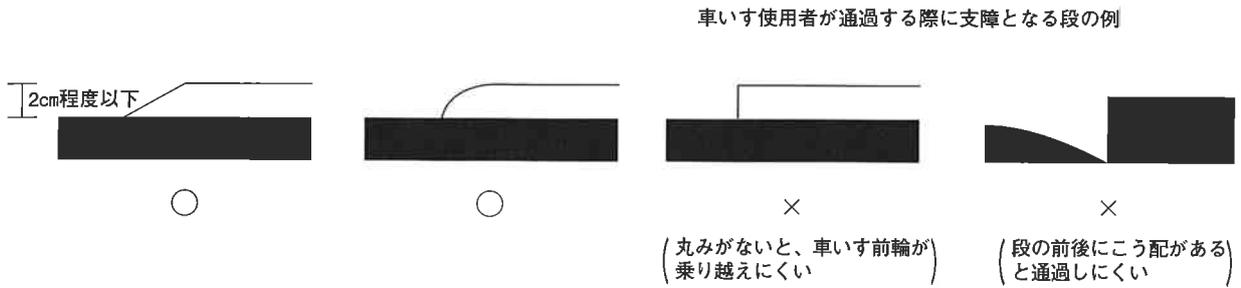
⑤【指つめ防止】

・戸には指つめ防止を講ずる。

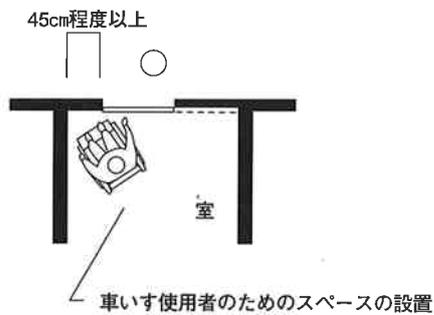
⑥【ドアハンドル】

・使い易い形状のものとし、床面より85cm程度の所に設けることが望ましい。
(引き戸では棒状の引手、開き戸ではレバー式のものを使いやすい。)

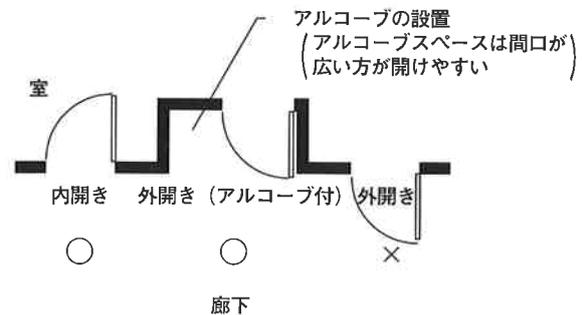
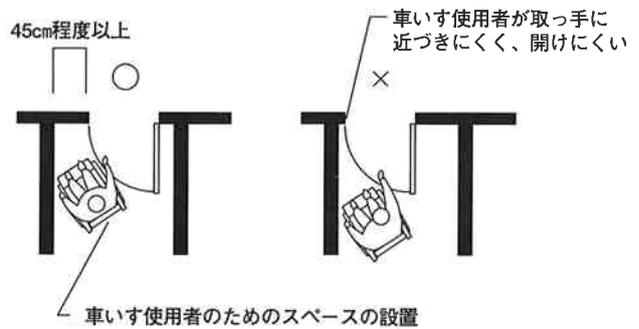
すりつけの例



引戸の形式



開戸の形式



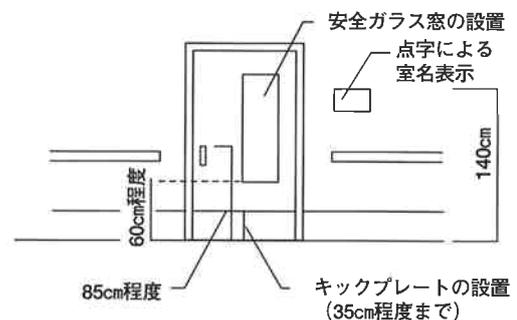
ドアハンドル

(使い易い形状の例)



取っ手は握りやすい形状のものを使用する

キックプレート (車いすあたり) 安全ガラス窓の例



I-F 廊下（屋内通路）

整備の基本的考え方

- (1) 建物の用途、規模、利用状況などに応じ、幅員を確保する。
- (2) 手すりなどを設け通行の安全を確保する。

①【幅員】

- ・有効幅員は135cm以上設ける。ただし、身体障がい者がよく利用する建物では、有効幅員180cm以上とする。

②【床仕上げ】

- ・床材は滑りにくいものとする。

③【隅切り】

- ・曲がり角の隅切りは30cm以上設ける。

④【手すり】

- ・廊下には、必要に応じて手すりを設ける。
- ・手すりの高さは、1本の場合は75～80cm、2本の場合は80cm程度及び60cm程度とし、連続して設ける。
- ・壁とのあき（クリアランス）は5～6cm程度とし、手すりは下側で支持する。
- ・手すりの形状は、外径3.6cm程度の握りやすいものとする。
- ・端部は曲げるなど安全面で配慮する。（下方または壁面方向に曲げる。）
- ・材質は、手ざわり、耐久性、耐蝕性など取り付け箇所に見合ったものを選ぶ。

⑤【形状】

- ・柱型、消火器、自動販売機など、壁面からの突出物を少なくするよう配慮する。

⑥【車いす当たり】

- ・壁面には、床上15～35cm程度まで車いす当たりを取り付けることが望ましい。

⑦【標示】

- ・主な部屋の出入口では、両側の手すり及び戸の把手側の壁面の高さ140cm（上端）程度とする位置に室名などを点字で標示することが望ましい。

⑧【廊下への出入口】

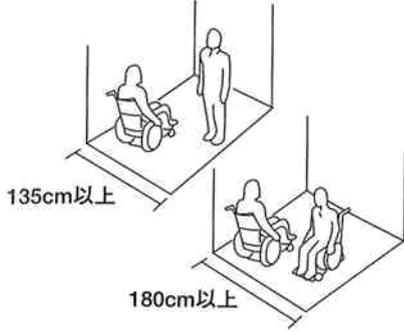
- ・廊下に面する戸は原則として引き戸又は内開き戸とする。

⑨【視覚障害者誘導用ブロック】

- ・エレベーター前、トイレ入口など、廊下の要所には、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。

（公共的建築物等 I-R 標示・誘導の項参照）

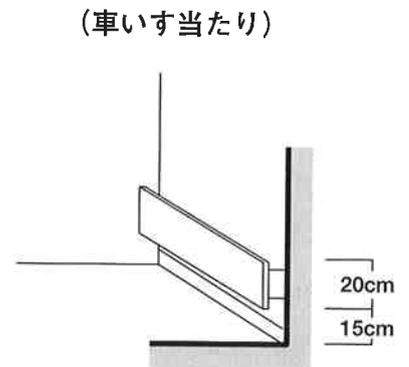
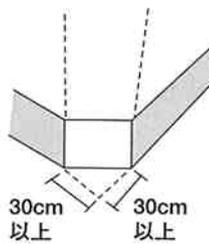
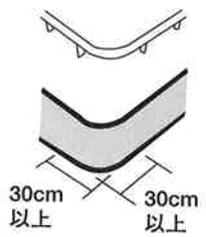
(有効幅員例)



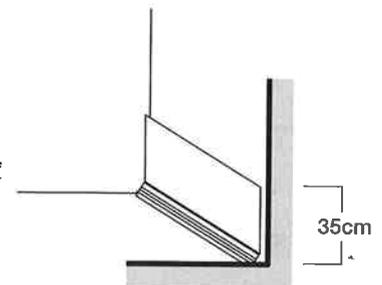
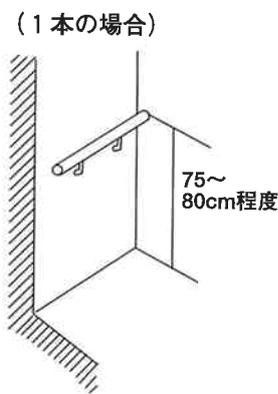
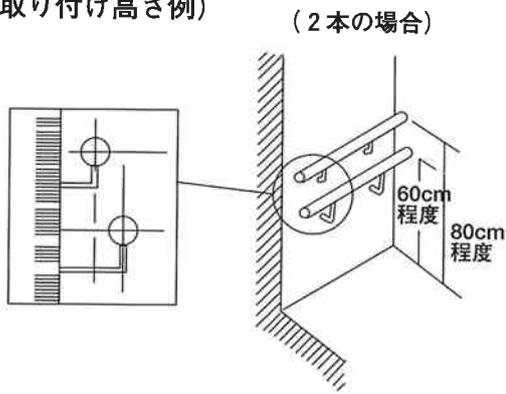
■有効幅員数値表

区 分	最低値	標準値
一 般 公 共 施 設	135cm以上	150cm以上
身体障がい者などの利用を 主な目的とした施設	165cm以上	180cm以上

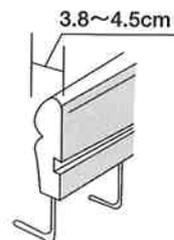
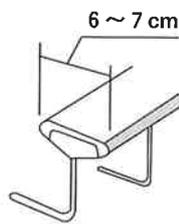
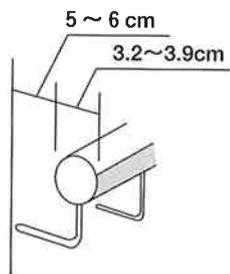
(隅切りの例)



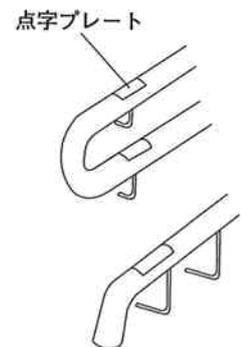
(手すりの取り付け高さ例)



(手すりの形状例)



(手すり端部の例)



I-G 階 段

整備の基本的考え方

- (1) 階段は、直階段又は折れ階段とし、らせん階段や回り階段は避ける。
- (2) 手すりを設けて通行の安全を確保する。

①【幅 員】

- ・有効幅員は120cm以上設ける。

②【形 状】

- ・高齢者や歩行困難な人が安全に昇降できるように、踊り場付き折れ階段が望ましい。

③【踏面、蹴上げ、蹴込み】

- ・踏面は30cm程度、蹴上げ16cm程度、蹴込み2cm以下とし、蹴込み板を付け、かつ段鼻を突き出さないものとする。
- ・蹴込み板、踏面の色は塗り分けることが望ましい。
- ・段鼻部は識別しやすいよう彩色を施す。

④【手すり】

- ・原則として、階段の両側には連続して手すりを設ける。
- ・手すりの端部、踊り場等の水平部分となる手すりは、30cm程度の水平部分を設け、できれば廊下などの手すりとは連続させる。
- ・その他、(公共的建築物等 I-F 廊下(屋内通路)の項の「手すり」を参照)

⑤【立ち上がり】

- ・踏面から滑落しないよう、5cm以上の立ち上がりを設ける。

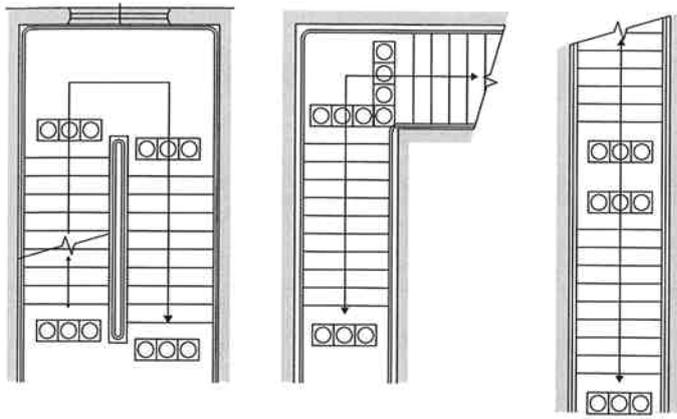
⑥【滑り止め】

- ・階段の段鼻にはノンスリップなどの滑り止めを設ける。
- ・金属製のものは杖がすべるので避ける。

⑦【標 示】

- ・階段の昇り口及び降り口の床には、点状ブロックを設け、あるいは仕上げを変えるなどして注意喚起をする。
(公共的建築物等 I-R 標示・誘導の項参照)
- ・階段の始点、終点の手すり部分には、点字で現在位置の階数を標示する。

(階段の形式)

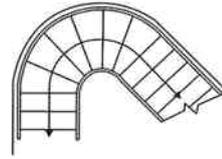


○

○

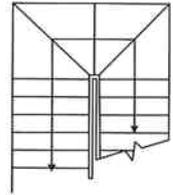
○

らせん階段



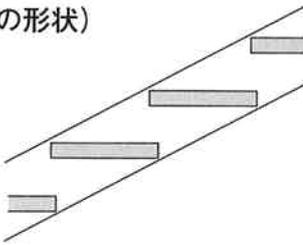
×

回り階段

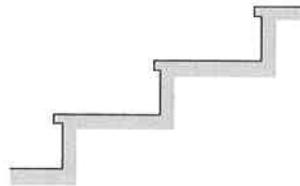


×

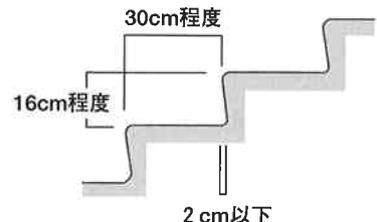
(段の形状)



×



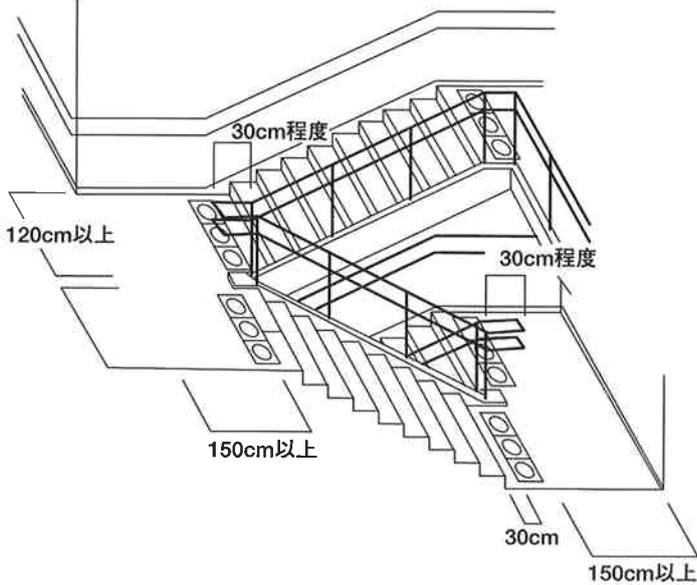
×



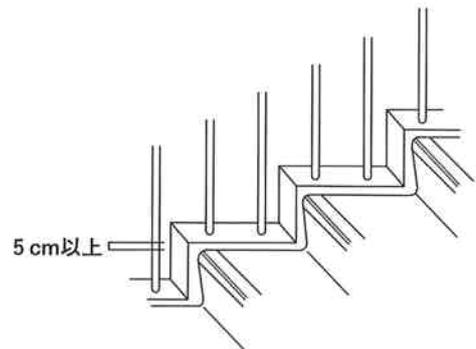
2 cm以下

○

(有効幅員、手すり、踊り場)



(立ち上がり)



5 cm以上

(滑り止め)



整備の基本的考え方

- (1) エレベーターは、障がい者や高齢者などの上下移動の手段として最も有効であるので可能な限り設置する。
- (2) エレベーターは少なくとも一基を障がい者が一人でも利用できるようにし、障がい者の利用する出入口の近くに設置する。

① 【かごの床面積】

- ・かごの床面積は、1.83㎡以上（定員11人乗り）とする。

② 【かごの寸法・平面形状】

- ・かごの奥行きは、内法を135cm以上とする。
- ・かごの平面形状は、車いすの回転に支障がないものとする。

③ 【表示及び音声装置】

- ・かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。
- ・かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。

④ 【手すり・鏡】

- ・かご内の側面には、高さ75～80cm程度の手すりを設ける。
- ・かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設ける。
- ・鏡はステンレスか安全ガラス等の割れにくい材質とする。
- ・鏡の下端は床上90cm以下とする。

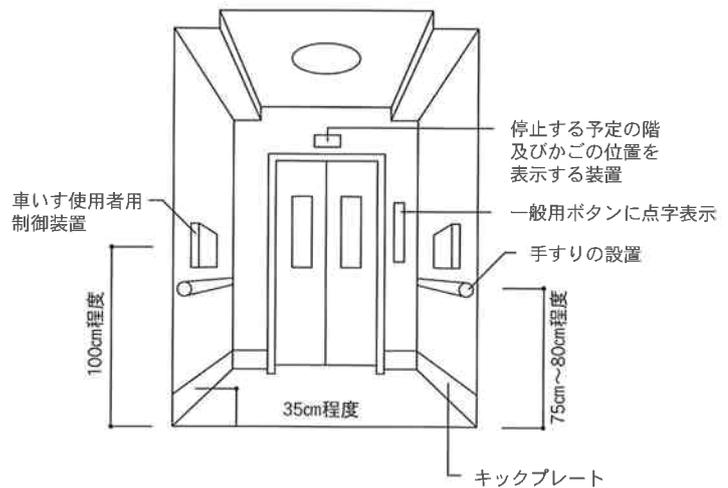
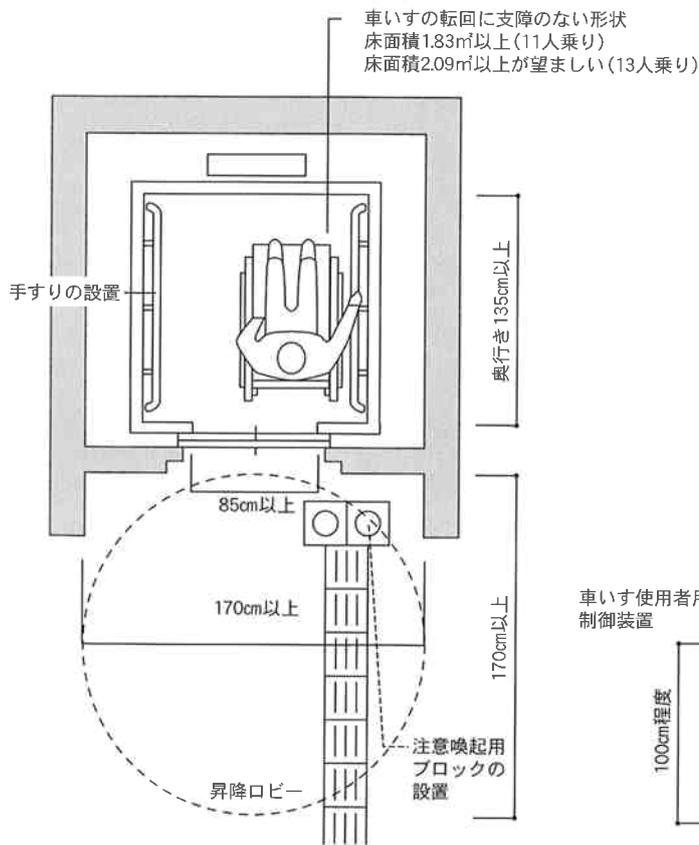
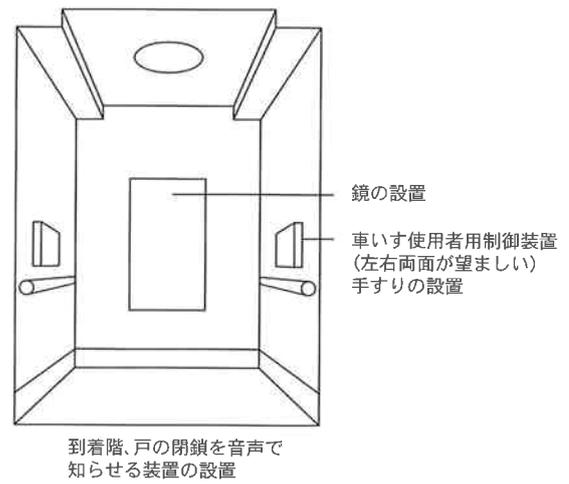
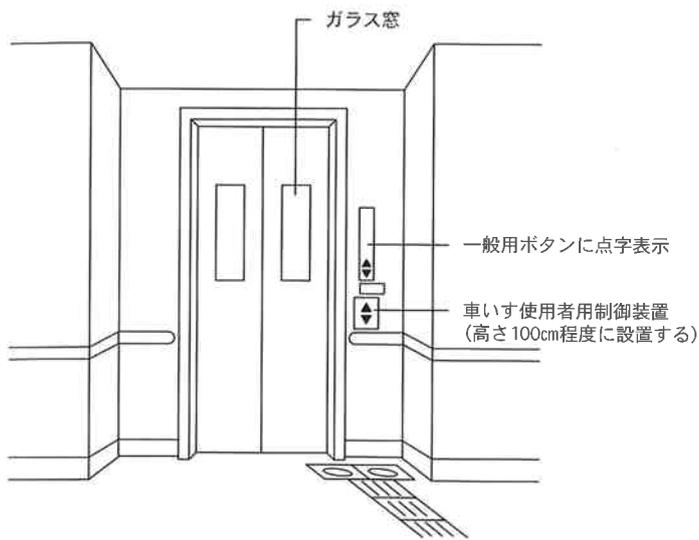
⑤ 【出入口の幅】

- ・かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を85cm以上とする。
- ・扉は防災対策上可能な限りガラス窓付とし、緊急時に内部が確認できる構造とすることが望ましい。

⑥ 【操作装置】

- ・かご内には障がい者シンボルマークを付した横型専用操作盤を両側壁面中央部の高さ100cm程度の位置に設置する。緊急呼出ボタンやインターホンは、車いす使用者の手の届く位置に設置する。
- ・乗降ロビーでは、障がい者シンボルマークを付した乗場ボタンを高さ100cmの位置に設置する。障がい者用ボタンが押された時は、扉の開放時間は10秒程度とする。
- ・かご内及び乗降ロビーの主操作盤のボタンに近い位置に点字で表示する。

エレベーターの形式

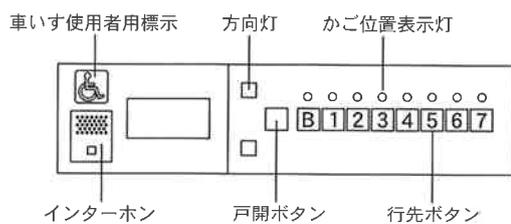


⑦【乗降ロビー】

- ・乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を170cm以上とする。
- ・乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。
ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
- ・乗降ロビーのエレベーター出入口部分の床には、乗降ボタン側に寄せて注意喚起用ブロックを敷設する。
- ・かご内床面に、床上35cm程度まで車いす当たりを設ける。
- ・車いすの乗降を確認するための光電装置は床面から20～60cm程度の高さ2ヶ所に設置する。
- ・操作壁面のボタンはタッチ式を避け、押しボタン式を使用する。

操作盤

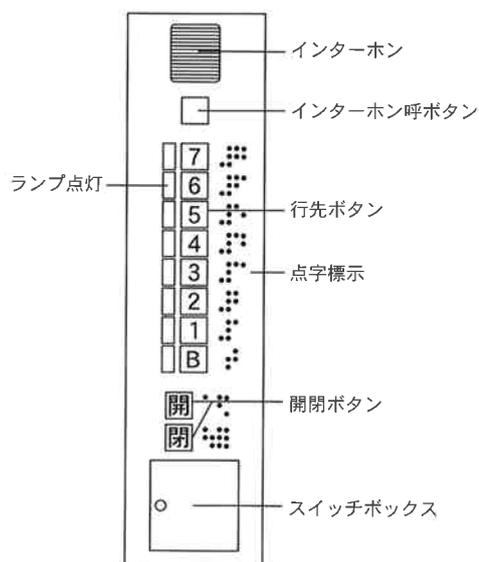
車いす使用者専用主操作盤
(正面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)



車いす使用者専用副操作盤



主操作盤



お願い

車いす使用の方がエレベーターに乗られるときは
できるだけ付添いの方と一緒に御利用ください。

注意銘板

I-I エスカレーター

整備の基本的考え方

- (1) エスカレーターは、高齢者・杖使用者などには有効な上下移動手段でもあるので、だれもが一人で容易に利用できるようなものにする。

①【幅 員】

- ・エスカレーターの幅は、1000型（幅80cm）または1200型（幅100cm）が望ましい。

②【乗り降り口まわり】

- ・長さ100cm以上の固定手すりを設ける。
- ・乗り降り口付近には、注意喚起用ブロックを設置する。
- ・固定手すりには、点字又は記号による案内標示（現在位置、階数、上りなのか下りなのかなど）を取り付けることが望ましい。

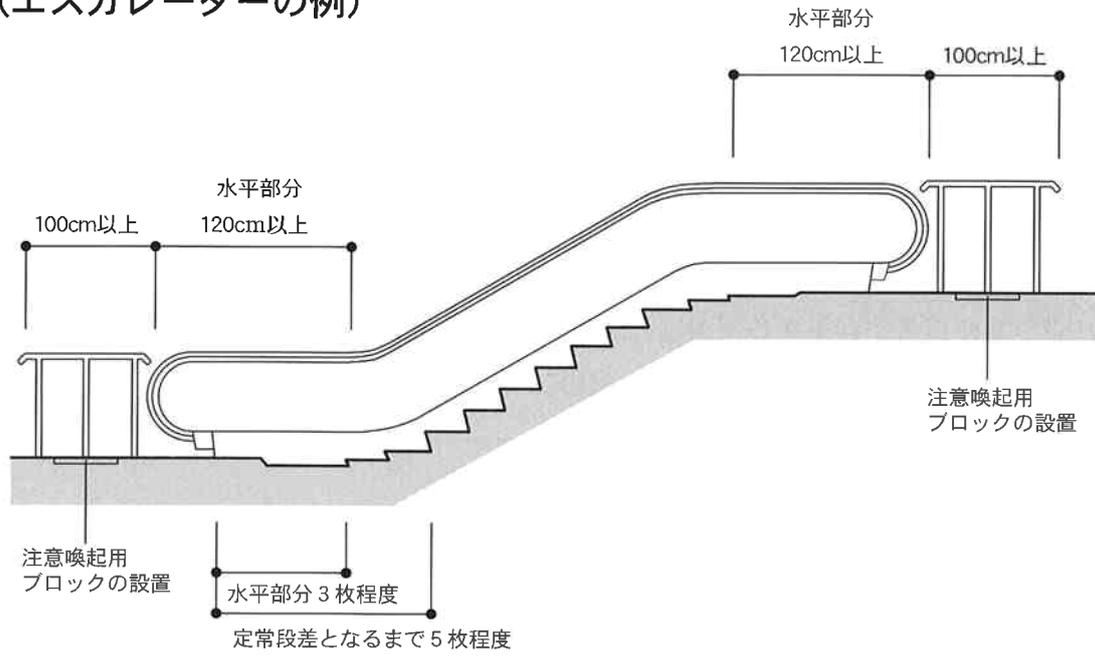
③【移動手すり】

- ・乗り口、降り口とも120cm程度の移動手すりを設ける。

④【ステップ】

- ・ステップの水平枚数は3枚程度とする。定常段差に達するまで5枚程度のゆとりを設ける。

(エスカレーターの例)



I-J トイレ

(1) トイレ(多目的用)

整備の基本的考え方

- (1) 車いす使用者が利用できる便房を一箇所以上設置する。
- (2) 障がい者の利用の多い施設においては、男女別々に利用できるよう設置することが望ましい。
- (3) 車いす使用者が利用する便房は、玄関ホール、階段付近など分かりやすく利用しやすい場所に設置し、一般トイレと一体に計画する。

①【出入口】

- ・トイレの出入口は、「公共的建築物等 I-E 出入口(屋内)」に準ずる。

②【便器】

- ・便器は、床から45cm程度の高さに便座がある腰掛け式のものとする。

③【手すり】

- ・便座への移動および安定を確保するため、外径3.6cm程度の手すりを設ける。

④【ペーパーホルダー、手洗い器、非常呼出ボタン】

- ・ペーパーホルダー、手洗い器、非常呼出ボタンは、車いすおよび便座に座ったまま使用できる位置に設ける。
- ・非常呼出ボタンは、床に転倒した際にも手が届く位置に設けるかひもで操作できるようにする。
- ・ペーパーホルダーは、片手でも紙が切れるようワンハンドカット機能付きが望ましい。

⑤【フラッシュバルブ】

- ・フラッシュバルブは、車いすおよび便座に座ったまま使用できる位置に設ける。
- ・フラッシュバルブは、くつべら式、足踏式、光感知式など操作のしやすい形状のものとする。
(視覚障がい者の混乱を避けるため通常的位置にも洗浄レバーを設置する。)

⑥【施錠装置】

- ・施錠装置は、大型で操作のしやすいものとし、緊急時には外からも解錠できるものとする。

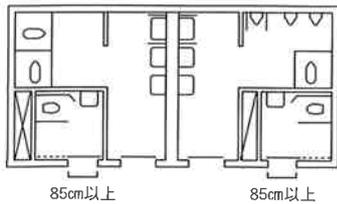
⑦【床仕上げ】

- ・床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。

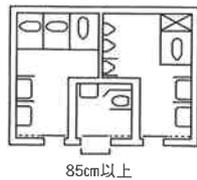
⑧【ベビーチェア・ベビーシート】

- ・ベビーチェア等の設備を設ける。
- ・ベビーシート等の設備を設ける。ただし、他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りではない。

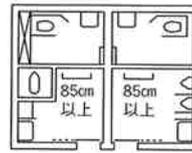
トイレの配置例



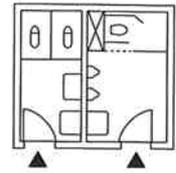
85cm以上
85cm以上
◎男女別に多目的トイレを設けた例



85cm以上
○男女兼用に多目的トイレを設けた例

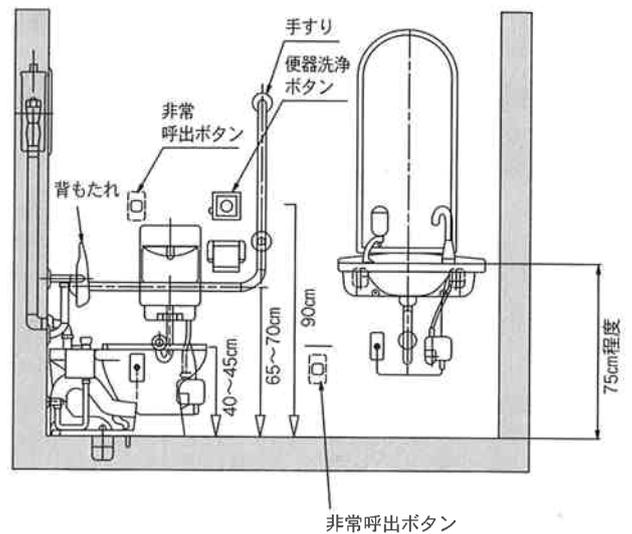
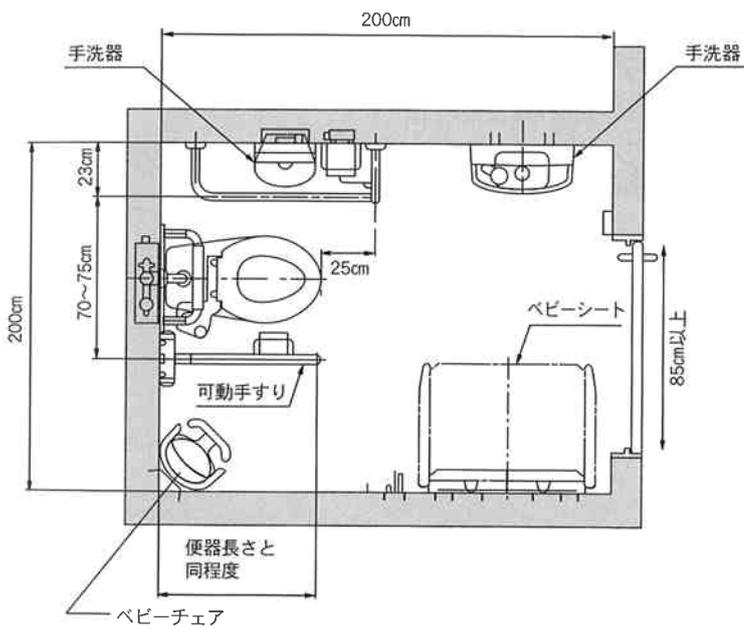


85cm以上
△男女それぞれのトイレ内にそれぞれ、多目的トイレを設けた例
*異性介助がしづらい



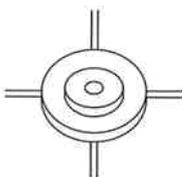
85cm以上
×男子トイレ又は女子トイレのどちらか一方に多目的トイレを設けた例

多目的トイレの例

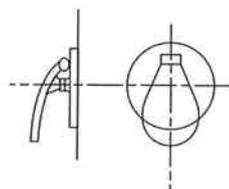


フラッシュバルブの例

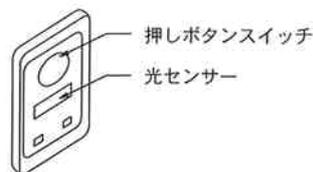
足踏式



くつべら式



光感知式



⑨【標 示】

- ・使用中の標示は、便房内の照明スイッチや開閉装置などと連動させ、目につきやすい位置に設ける。
- ・トイレの入口には、車いす使用者や高齢者、乳幼児連れなどすべての人が利用できる旨の標示を行う。
- ・ベビーチェア、ベビーベッド等の設備を設けた便房及びトイレの出入口には、分かりやすいよう標示を行う。

⑩【便房の大きさ】

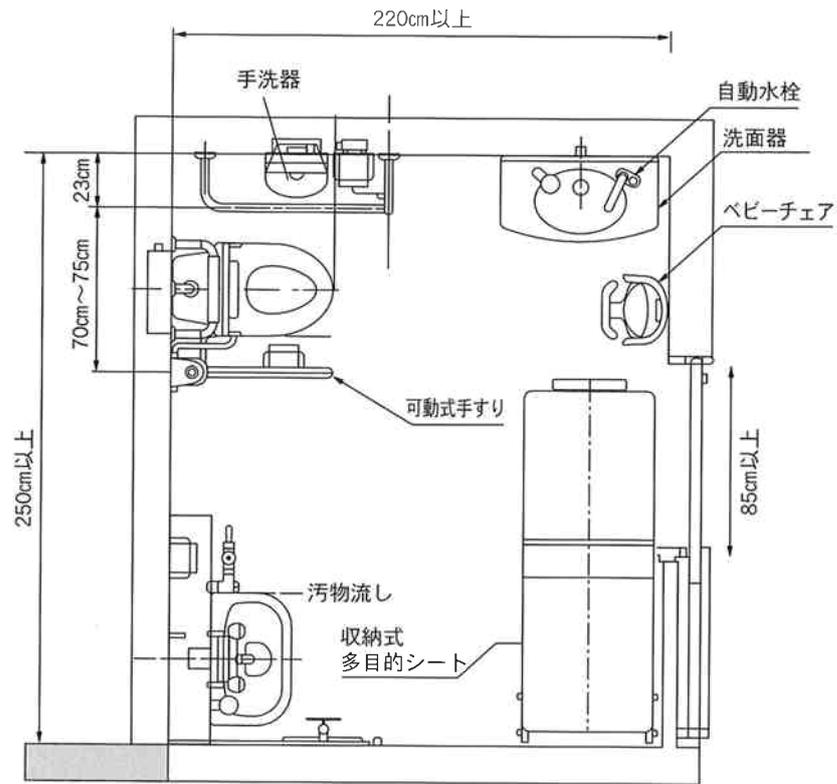
- ・便房は、入口より便器まで直進するもので、原則として車いすで回転できるスペース（直径150cmの円が内接できる程度）を確保したもので、広さ200cm×200cm（A型）を標準とし、建築物の規模等からA型を設けられない場合は、広さ160cm×200cmの（B型）とする。

⑪【その他】

- ・便房内に、大人用の多目的シートを設置することが望ましい。
- ・オストメイトに対応可能な汚物流しを設置することが望ましい。

※オストメイトとは、大腸がん、膀胱がんなどの治療のため、人工肛門、人工膀胱等のように、手術で人工的に腹部に「排泄口」（ストーマ）をつくった患者のことです。

望ましい多目的トイレの整備例



案内標示の例



(2) トイレ（一般用）

整備の基本的考え方

- (1) 車いす使用者以外の障がい者や高齢者などの利用のために、便器、手すり、標示などに十分配慮する。

①【便 器】

- ・大便器は、腰掛け式を基本とする。
- ・小便器は、床置き式とする。

②【手すり】

- ・腰掛け式便器、和式便器とも少なくとも1箇所以上は、身体障がい者等も利用しやすい手すりを設ける。
- ・小便器には、外径3.6cm程度の手すりを前方および側方に、寄り掛かることができるように取り付ける。

③【床仕上げ】

- ・床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。

④【ペーパーホルダー】

- ・ペーパーホルダーは、片手でも紙が切れるようワンハンドカット機能付きが望ましい。

⑤【ベビーチェア・ベビーシート】

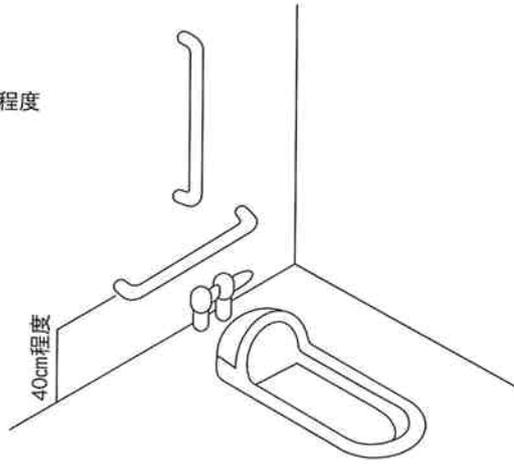
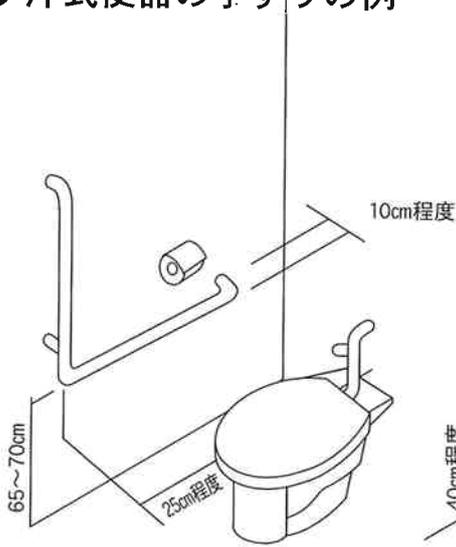
- ・ベビーチェア・ベビーシート等の設備を設けることが望ましい。

⑥【標 示】

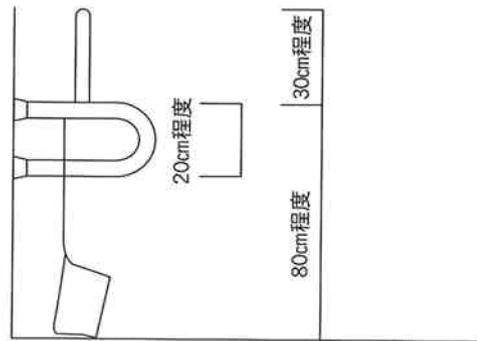
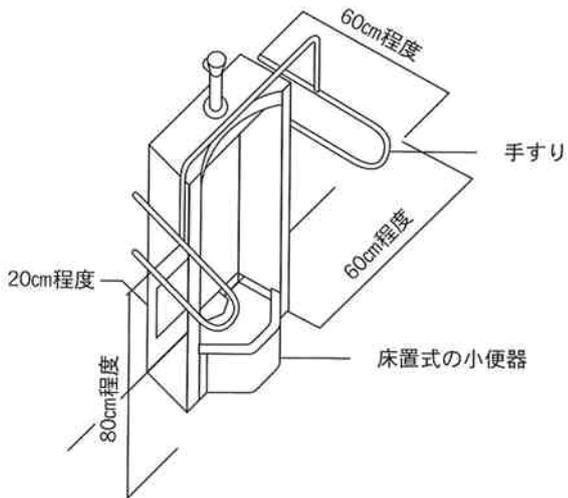
- ・男女の表示、トイレの位置などをわかりやすく標示する。また、点字による標示を行う。
- ・非常呼び出しボタンには、点字による標示を行う。
- ・点字標示に加え凹凸で標示することが望ましい。

● 洋式便器の手すりの例

● 和式便器の手すりの例



小便器の手すりの例



(3) 洗面所

整備の基本的考え方

- (1) 障がい者や高齢者などの利用を考慮した洗面所を一箇所以上設置する。
- (2) 洗面所には車いす使用者の方向転換に必要なスペースを確保する。

①【設置】

- ・洗面所には、身体障がい者等も利用できる洗面台を1箇所以上設ける。

②【洗面器】

- ・洗面器の高さは、上端75cm程度とし、奥行きは55～60cm程度取るようにする。

③【手すり】

- ・洗面器には、歩行困難者等のことも考慮して、外径3.6cm程度の手すりを設ける。

④【水栓金具】

- ・レバー式、光感知式など簡単に操作できるものとする。
- ・冷温水の区分など、点字による標示を行うことが望ましい。

⑤【鏡】

- ・車いす用洗面器の鏡は大型のものを使用し、床上90cm以下の高さから上方へ70cm以上の長さのものを取りつける。
- ・傾斜式鏡は使用しない。

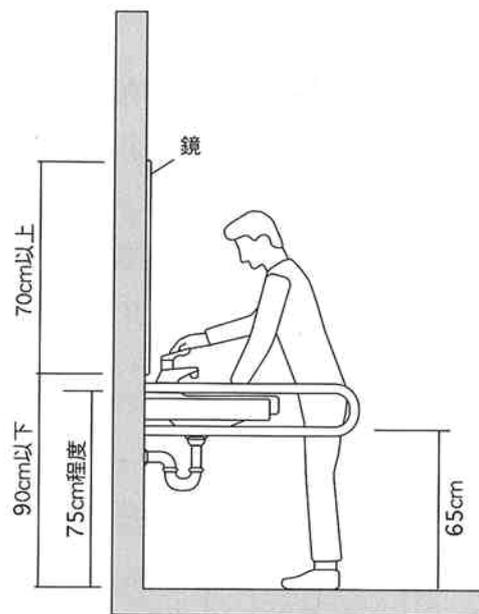
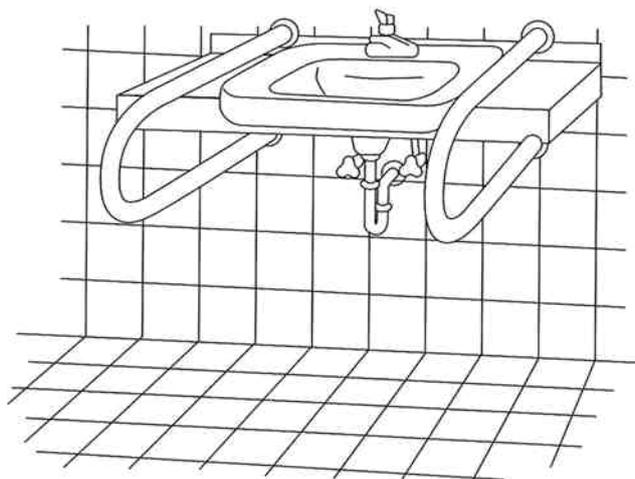
⑥【床仕上げ】

- ・床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。

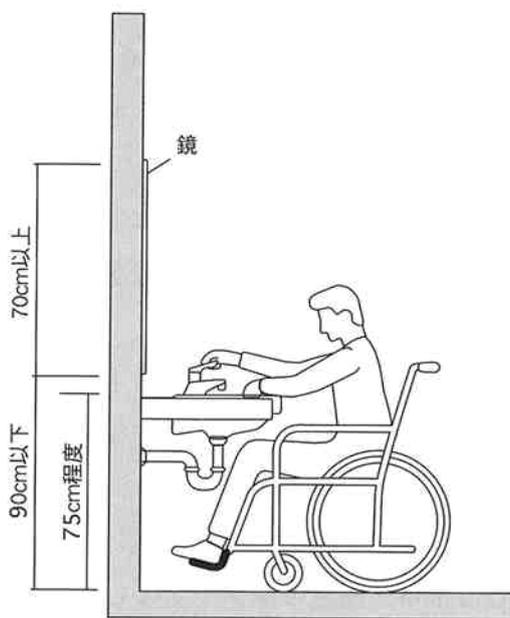
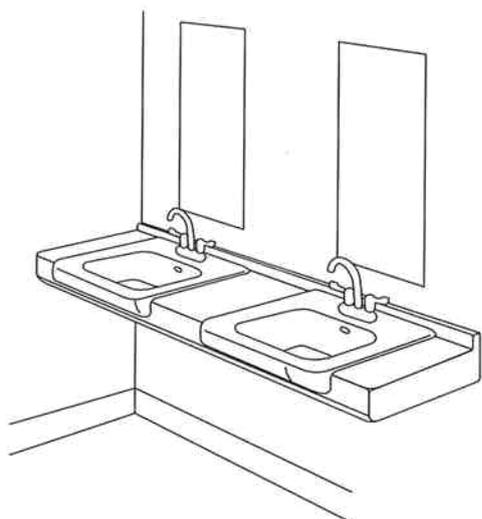
⑦【蛇口】

- ・蛇口は、水が跳ねないものを使用する。

(杖使用者等の歩行困難者用洗面器)

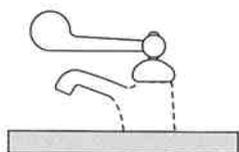


(車いす使用者用洗面器)

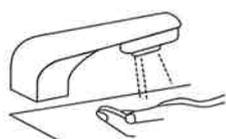


水栓器具の例

レバー式



光感知式



・手をおさし出す
光で感知し自動
的に水がでる。

I-K 浴室

整備の基本的考え方

- (1) 浴室は、障がい者や高齢者などにとって転倒などの危険の大きい場所である。そのため、障がいの種類、程度、介助の有無及び対象となる建築物の種類を考慮して計画する。
- (2) 多様な障がい者などが利用する浴室では、洗い場の形状、手すり、水栓金具などについて、その利用にあわせて配慮を行う。
- (3) 車いす使用者の場合は、更衣室、洗い場、浴槽への一連の動作が円滑に行えるよう配慮する。

①【出入口】

- ・浴室の出入口は、「公共的建築物等 I-E 出入口（屋内）」に準ずる。
ただし、原則として扉は引き戸または外開き戸とする。

②【浴槽】

- ・浴槽の縁の高さは、車いすから移乗しやすいように床から45cm程度とし、移乗台を設ける。
- ・浴槽の床は、滑りにくく、かつ体を傷つけない仕上げとする。

③【給排水装置】

- ・給排水装置は、浴槽内外から操作できる位置に設け、自動温度調節機能付（サーモスタット）など簡単にできるものを設置する。

④【非常呼び出しボタン】

- ・浴室内で、浴槽および洗い場から手の届く位置、転倒時でも操作できる位置か、ひもで操作できるものを設置することが望ましい。

⑤【手すり】

- ・浴槽、洗い場の周囲に手すりを設ける。
- ・手すりは水平・垂直の両タイプのものとし、特に洗い場と浴槽の移動などの動作の場合は、垂直タイプの手すりを設置する。

⑥【床仕上げ】

- ・床面は濡れても滑りにくい仕上げとする。特に体を傷つけないように配慮する。

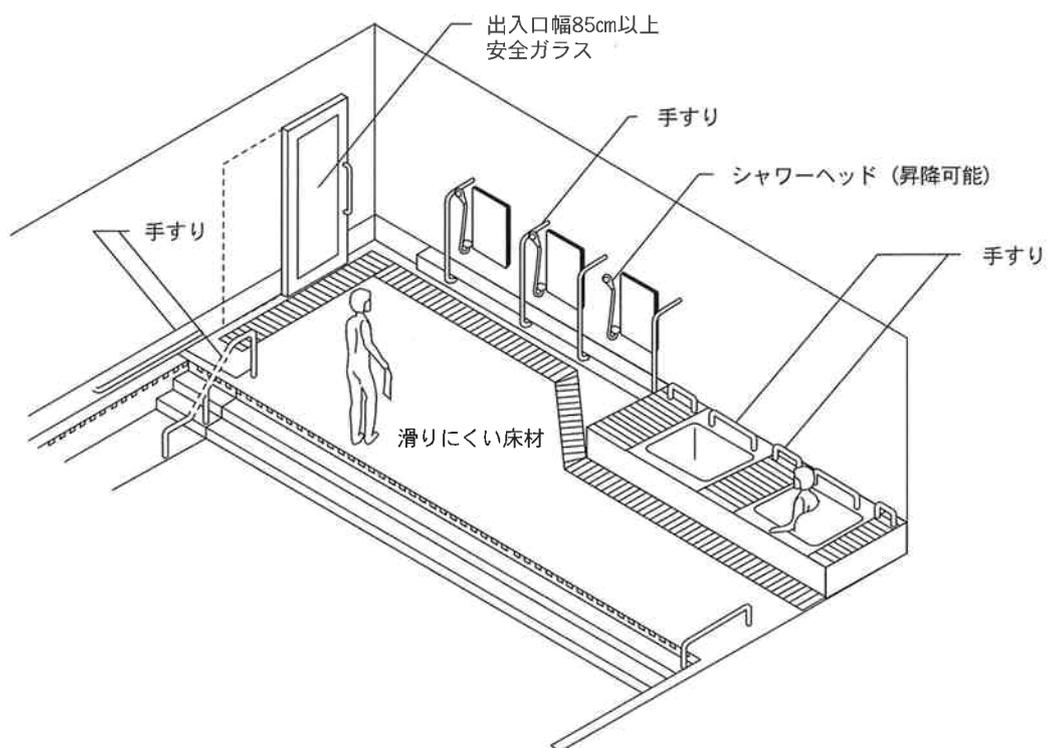
⑦【水栓金具】

- ・冷温水の区分など、点字による標示を行うことが望ましい。

⑧【グレーチング】

- ・グレーチングは滑りにくく、車いすが脱輪しないものとする。

高齢者・障がい者に配慮した浴室



整備の基本的考え方

(1) 社会福祉施設・体育施設・病院などで障がい者の利用の多い施設においては、車いす用シャワーブースを設け、シャワー用車いすを用意する。

①【スペース】

・シャワー室は、車いすで回転できるスペースを確保する。

②【シャワー台】

・シャワー室には、奥行き40cm程度、高さ45cm程度のシャワー台を設置する。

③【カーテン】

・シャワー室・更衣室には、必要に応じシャワーカーテンを取り付ける。

④【手すり】

・シャワー室・更衣室の周辺には、水平、垂直に外径3.6cm程度の握りやすい手すりを設ける。

⑤【水栓金具】

・シャワーなどの水栓金具は、レバー式など簡単に操作できるものがよい。冷温水の区分など、点字標示を行うことが望ましい。

⑥【床仕上げ】

・床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。

⑦【ロッカー】

・ロッカーは、車いすでも使用できる高さに取り付け、下部は車いすのフットレストが入るようにスペースを確保する。

⑧【更衣ベンチ】

・更衣室には、高さ45cm程度の更衣ベンチを設置する。

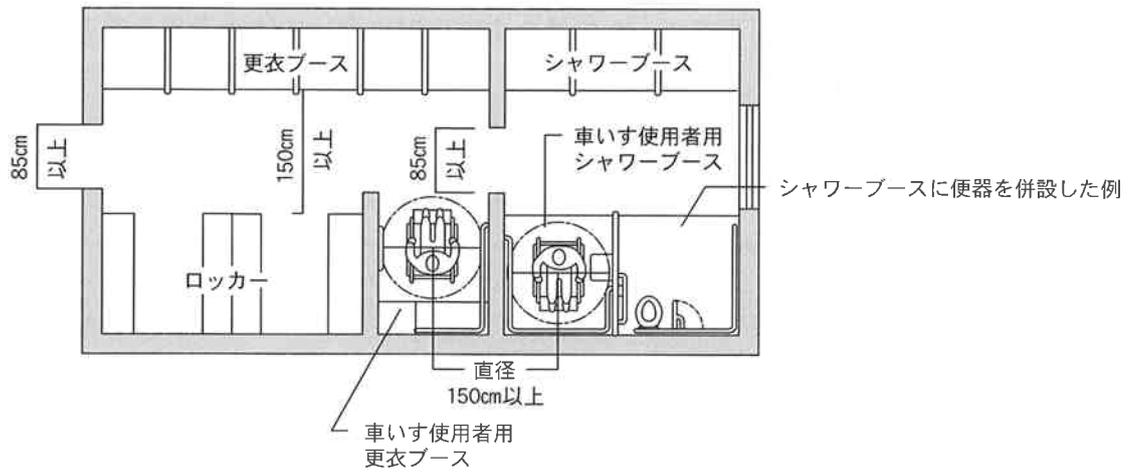
⑨【非常呼び出しボタン】

・シャワー室、更衣室の分かりやすい位置に非常呼び出しボタンを設けることが望ましい。

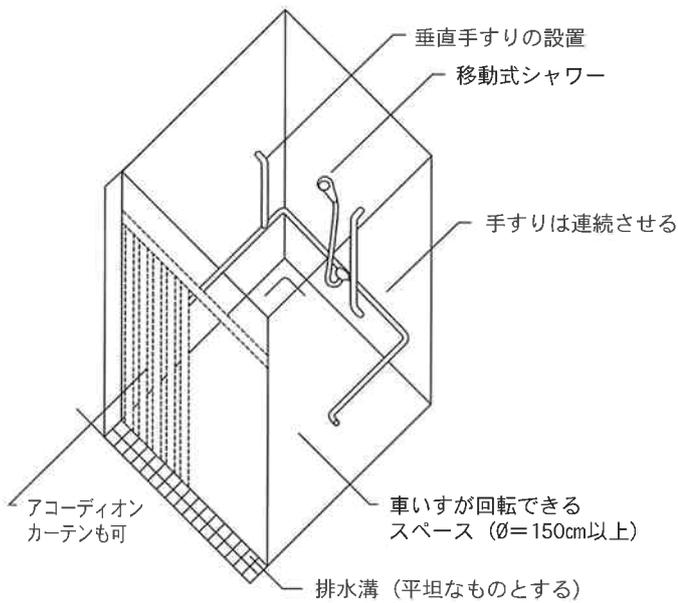
⑩【その他】

・シャワー専用の車いすを用意する。

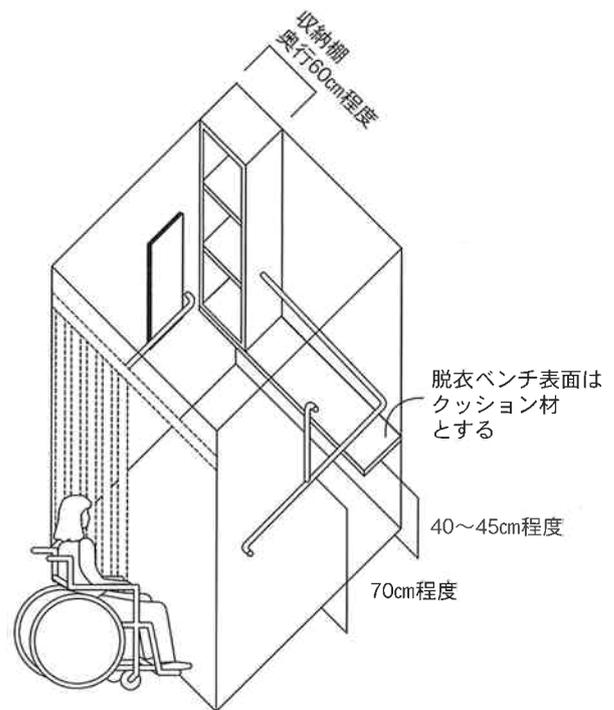
更衣室及びシャワー室の設置例



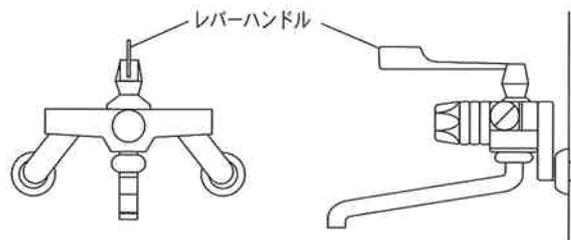
シャワーブース



更衣ブース



温度調整ダイヤル付水栓の例



整備の基本的考え方

- (1) 出入口から容易に到達でき、かつ見やすい位置に車いす使用者用の客席スペースを設ける。
- (2) 施設の規模等を考慮し、聴覚障がい者用設備を設ける。
- (3) 子供でも容易に観覧できるような配慮をする。

①【位置】

- ・ 出入口に近い所に、車いす使用者の客席スペースを設ける。
- ・ 座席は、200を除いて得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げ、その数が10を越えるときは10とする）以上の人数分の車いす使用者が利用できる区面を設けること。

②【スペース】

- ・ 1席あたり間口90cm、奥行き150cm程度の観覧スペースを設ける。観覧スペースは平坦とする。

③【通路】

- ・ 幅員は、120cm以上とする。
- ・ 高低差がある場合においては、階段の段鼻を区別しやすい彩色とし、足元灯を設ける。

④【手すり】

- ・ 観覧席には、必要に応じて落下防止手すりを設けるものとする。

⑤【座席】

- ・ 通路側の座席のひじ掛けは、跳ね上げ式にすることが望ましい。

⑥【聴覚障がい者用設備】

- ・ 聴覚障がい者のために磁気ループ、FM送受装置などの集団補聴装置を設ける。
- ・ 聴覚障がい者用設備を設ける場合は、分かりやすいよう案内標示をする。

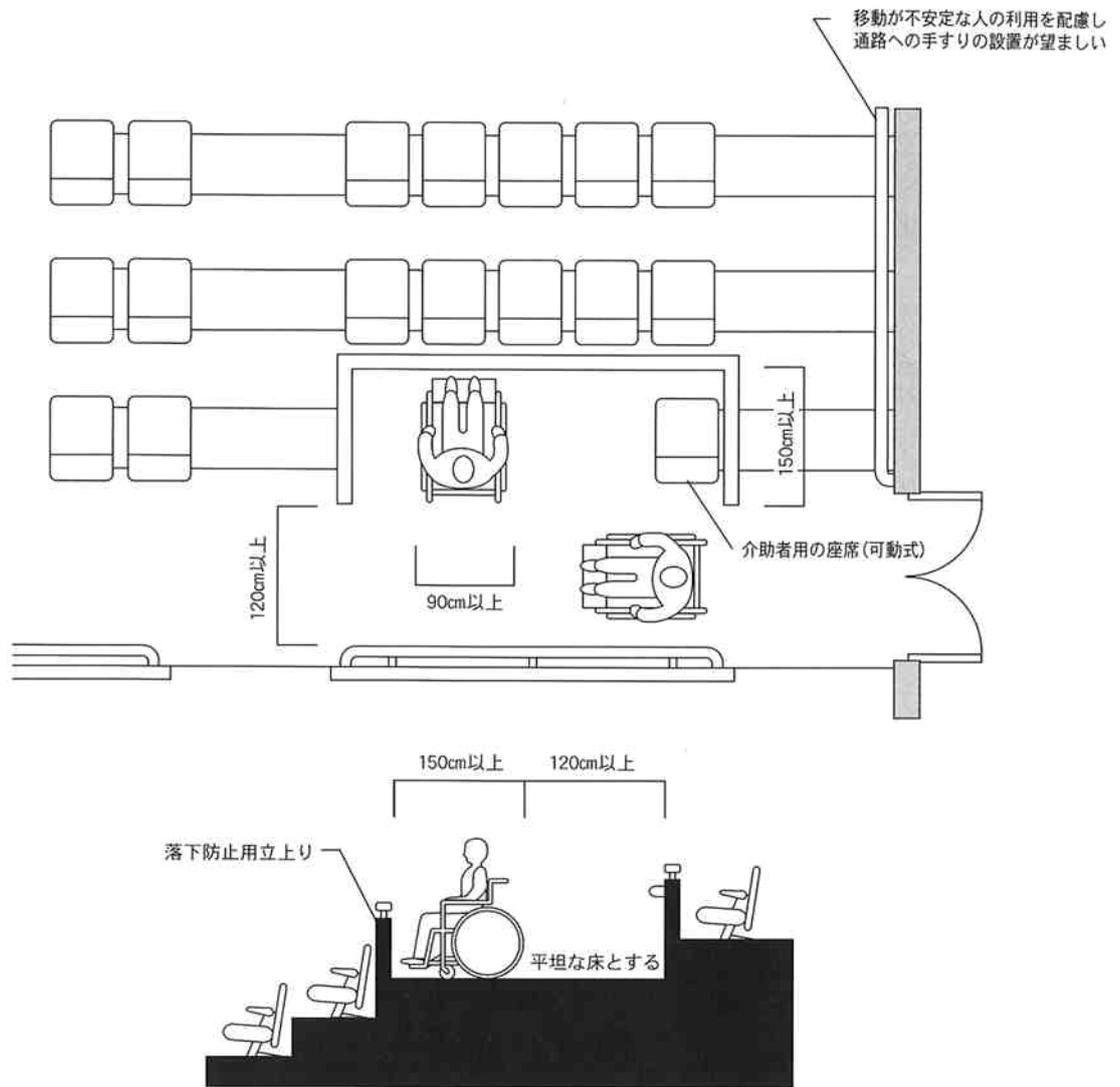
※ 磁気ループとは、それから発生する電磁波を直接、聴覚障がい者の補聴器の誘導コイルでキャッチさせることにより、公会堂や講堂、ホール、体育館などでの遠く離れた音声を会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを聞き取ることができる装置。

磁気ループは床面に敷設し、設置場所の状況に応じて敷設部分を覆う。

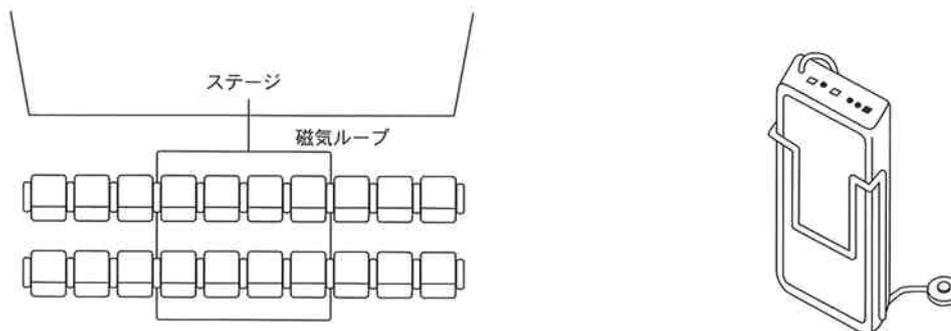
※ FM補聴装置（無線式）とは、聴覚障がい者が、受信機をもち、それでFM電波を受信して難聴を補助する装置。

⑦【補助いすの常設】

- ・ 子供でも容易に観覧できるようにするため補助いすを常備する。



聴覚障がい者用集団補聴装置(磁気ループ) FM補聴装置(無線式)



I-N カウンター

整備の基本的考え方

- (1) カウンターなどは、車いす使用者が利用しやすいように下部は車いすのフットレスト及び、ひざが入るようなスペースを設ける。
- (2) 臨時（選挙の投票時など）に設ける仮設のカウンター・記載台についても、そのうちの一つは車いす使用者が利用しやすいよう配置する。

①【カウンター】

- ・カウンターの高さは座位75cm程度、立位100cm程度とする。
- ・できるだけ、座位カウンターと立位カウンターを併設するとともに、車いす使用者が接近しやすいようにカウンター下部に高さ65cm程度、奥行き45cm以上のスペースを取る。
- ・車いす使用者が手を伸ばしてとどく高さは140cm程度までであり、棚などはそれより低い位置に設置する。

②【呼び出しカウンター】

- ・呼び出しをするカウンターにあっては、音声によるほか電光掲示板を設置することが望ましい。

整備の基本的考え方

- (1) 公衆電話を複数設置する建物においては、建物の目的等を考慮し車いす使用者やその他の障がい者の利用に適する公衆電話を玄関ホールなどわかりやすい所に一台以上設置する。
- (2) 電話ボックスや自動販売機等を設置する場合は、車いす使用者が利用できるよう配慮する。

(1) 公衆電話

①【電話台】

- ・車いす使用者の利用する電話台の高さは、70cm前後とし、下部に車いすのフットレスト及びひざが入るよう、高さ65cm程度、奥行45cm程度のスペースを確保する。

②【電話機等】

- ・公衆電話ダイヤルの中心の高さは100cm程度とする。

③【手すり等】

- ・杖使用の下肢障がい者等歩行困難者のため、体を支える手すりまたは壁面を電話台の両側に設置する。

④【電話ボックス】

- ・入口は、扉を開き易くして、段差を少なくする。
- ・電話の取り付け位置を低くする。
- ・ダイヤルするときなどに受話器をおける台を設置する。
- ・退出を容易にするための手すり、後方安全確認用鏡及び扉開閉用ロープを設置する。

(2) ポスト

⑤【形 状】

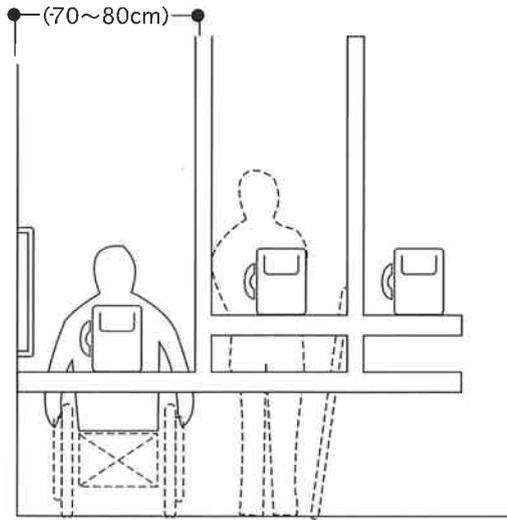
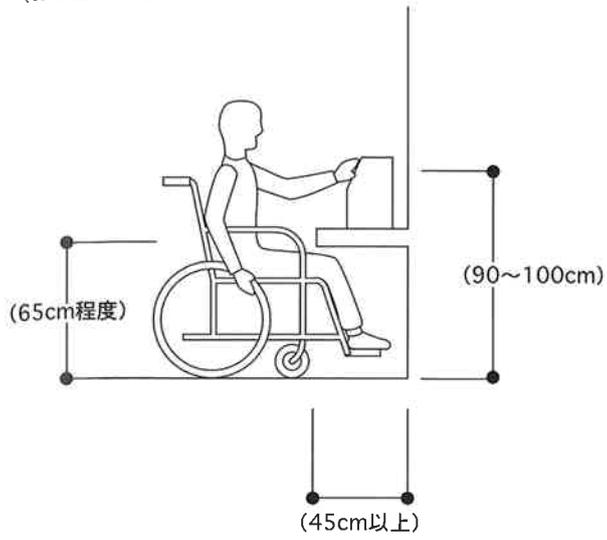
- ・差し出し口の高さは、105cm～125cmとする。
- ・下部に高さ35cm程度のフットレストが入るスペースを設けることが望ましい。

(3) 自動販売機等

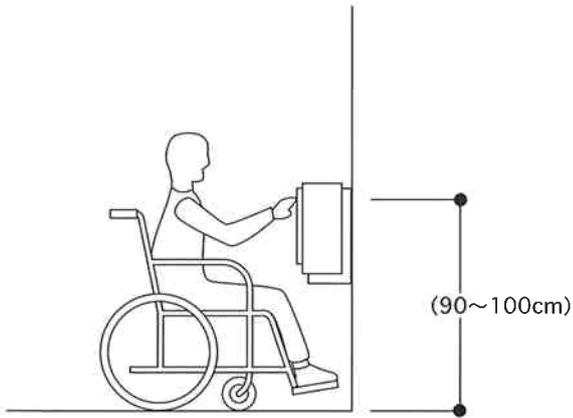
⑥【形 状】

- ・コイン投入口、操作ボタン及び取出口がそれぞれ、高さ60～130cmの範囲にあるものが望ましい。
- ・操作ボタンには、品目、金額などを点字などで表示することが望ましい。

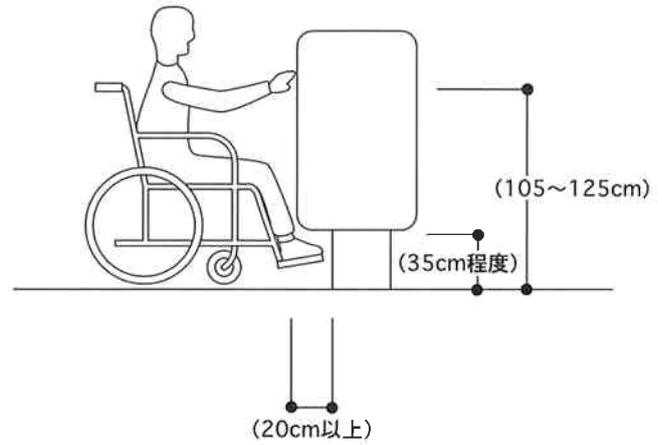
(おき型公衆電話)



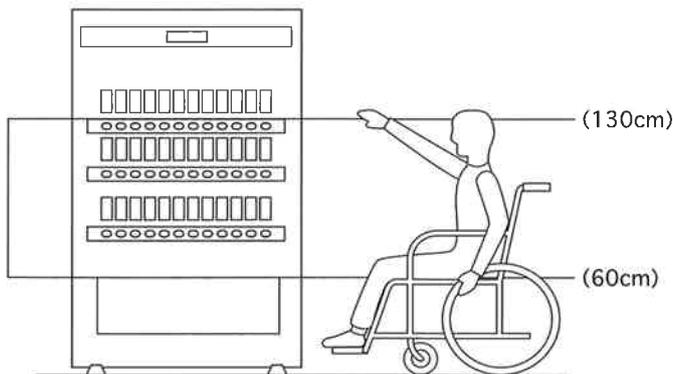
(壁付公衆電話)



(ポスト)



(自動販売機等)



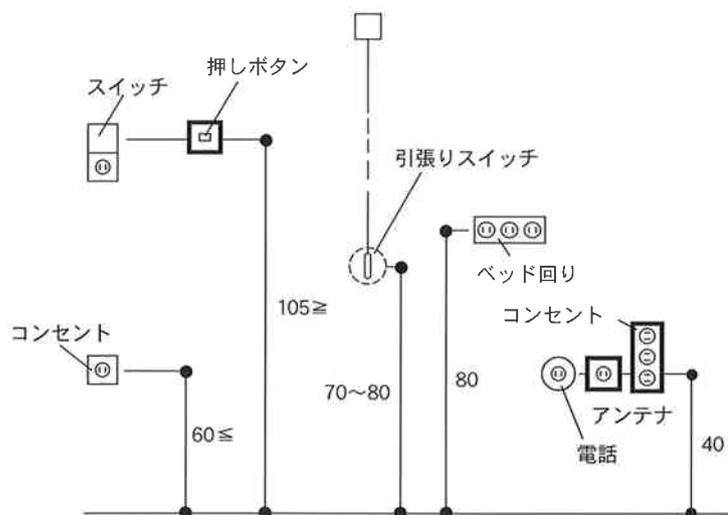
整備の基本的考え方

(1) コンセント及びスイッチ類は、各種の障がい者が容易に使用できる位置に設置するとともに操作しやすい形状のものとする。

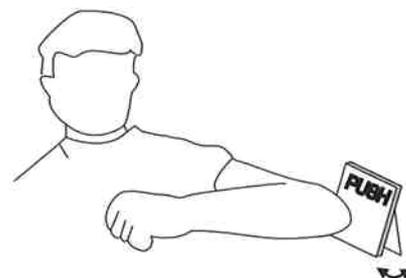
①【高さ・形状】

- ・コンセント及びスイッチ類は、40～125cm程度で使いやすい位置に設置することが望ましい。
- ・コンセント及びスイッチは、大型で操作が容易なものとする。
- ・スイッチは上下に操作して電源を切り換えることができるタンブラースイッチとすることが望ましい。
- ・明かり付きスイッチを使用することが望ましい。

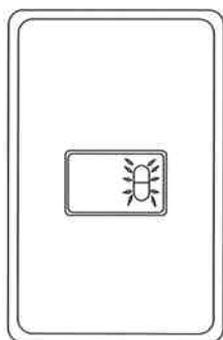
(スイッチほかの高さ)



(使いやすいスイッチ)



(明かり付きスイッチ)



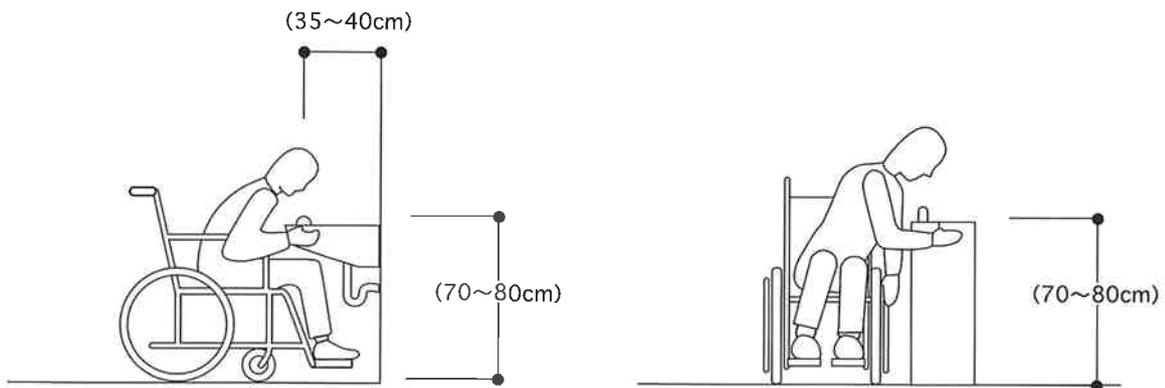
I-Q 水飲み器

整備の基本的考え方

(1) 車いす使用者でも容易に利用できるように配慮する。

①【水飲み器】

- ・ 水飲み器の形式により下部に車いすのフットレストが入るスペースを確保する。
- ・ 給水栓は、光感知式、ボタン又はレバー式とし、足踏み式の場合は手動式のものと同設する。
なお、使用の初めに勢いよく水がでないよう給水栓を調節する。



整備の基本的考え方

(1) 目的の場所に、安全かつ確実に到達できるよう標示・誘導を行う。

①【案内板・掲示板】

- ・壁付室名標示板は、車いす使用者も見やすい高さ（上端が140cm程度）に設置することが望ましい。
- ・通路方向から見えるような配慮が望ましい。
- ・玄関から点字案内板や触知図等のある位置までは、手すり、視覚障がい者用点字プレート等で誘導する。
- ・案内板は、移動経路・室名・建物用途など（通路の点または線的な位置関係）を表示するものは、文字を大きくしわかりやすいものとする。
- ・案内板は、文字が読めない人のためにも文字と絵による標示をする。

②【視覚障害者誘導用ブロック】

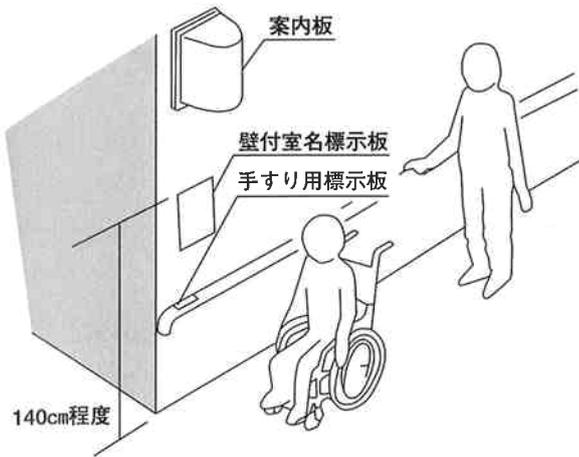
（視覚障がい者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロック）

- ・移動の方向を示す線状の突起のある線状ブロック、注意を喚起する点状突出のある点状ブロックを用いる。大きさは30cm及び40cm角が標準的なものである。
- ・線状ブロックは、誘導の方向と線状突起の方向とを平行にし、連続して敷設する。
- ・点状ブロックは、屈折部、段差部分、危険箇所の全面（約30cm離す）に敷設する。また、階段下り口、登り口では、段鼻から約30cm離し、又エレベーター出入口では押しボタン側に寄せて敷設する。
- ・表面の色彩は他の部分の色との対比効果が十分に発揮できるようにし、状況に応じ適切なものを選択する。

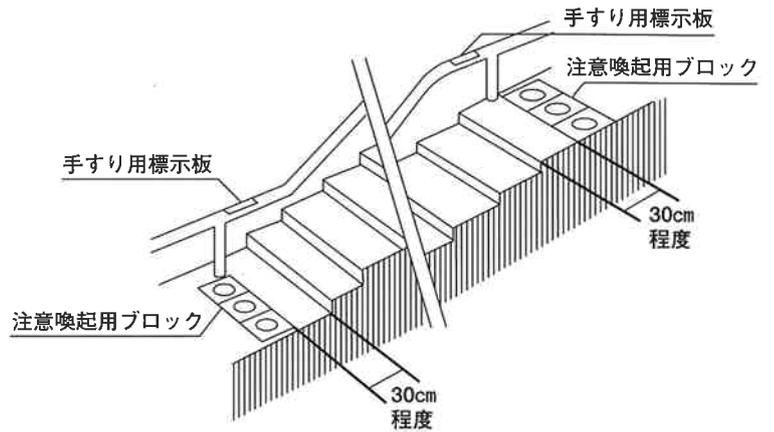
③【音声による案内・放送】

- ・視覚障がい者が利用する施設の玄関等には音または音声による案内を行うことが望ましい。
- ・点字による案内板等に音声案内装置を設置することが望ましい。

(案内板等の位置の例)

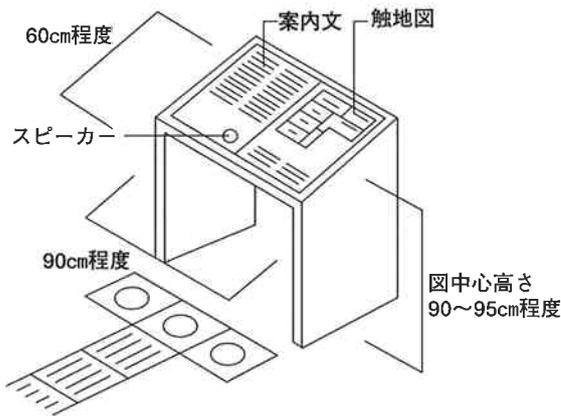


(階段手すりの標示板取り付け位置の例)

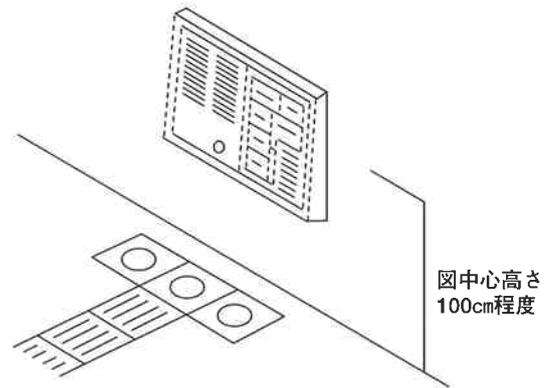


案内板の仕様例

床据付型



壁据付型



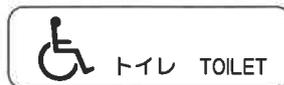
誘導・指示用標識の例

(目的地へ誘導したり、危険を知らせるための標識)

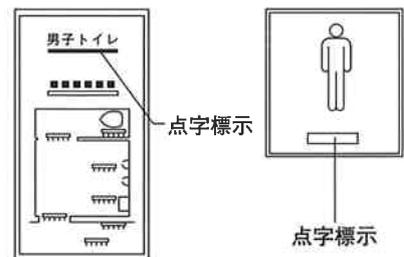


指示用標識の例

(現在位置を確認するための標識)



各部屋用点字標示板の例



案内板の例

身障者用スロープ



視覚障がい者を表示するマーク (1984年、世界盲人連合が制定)



聴覚障がい者用電話サービス装置 (TDD)を示す国際シンボルマーク



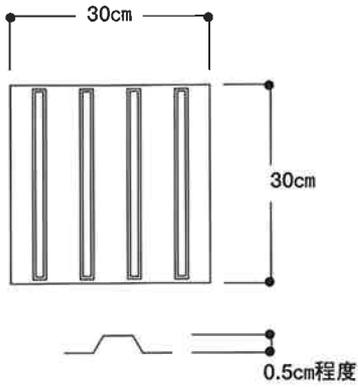
盲導犬同伴可能な施設を示すマーク



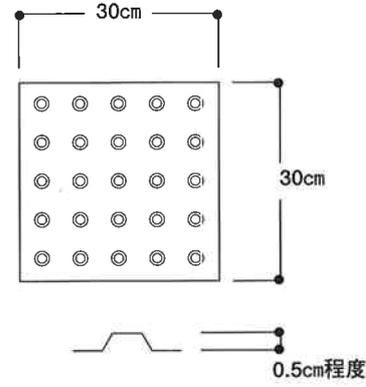
聴覚障がい者のアクセスを示す国際シンボルマーク



■線状ブロック

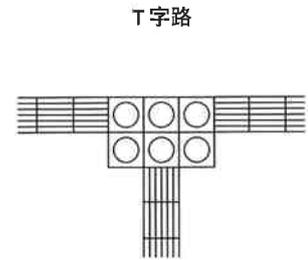
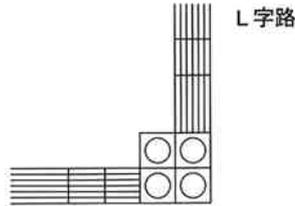
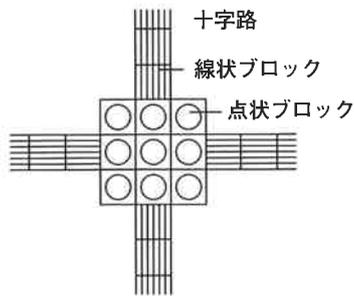


■点状ブロック

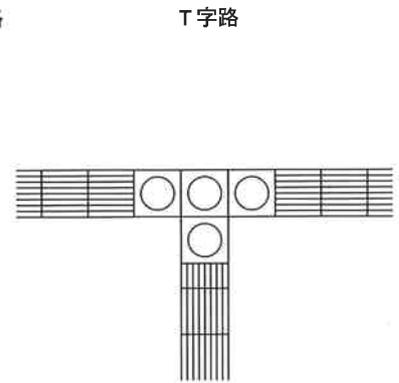
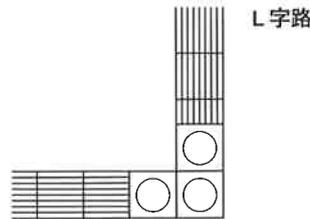
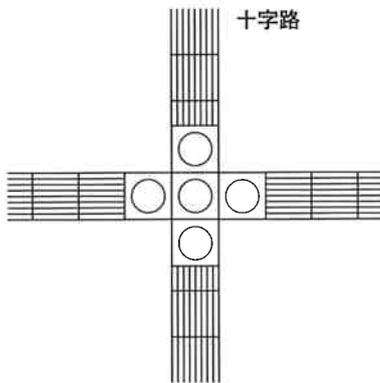


(配置の例)

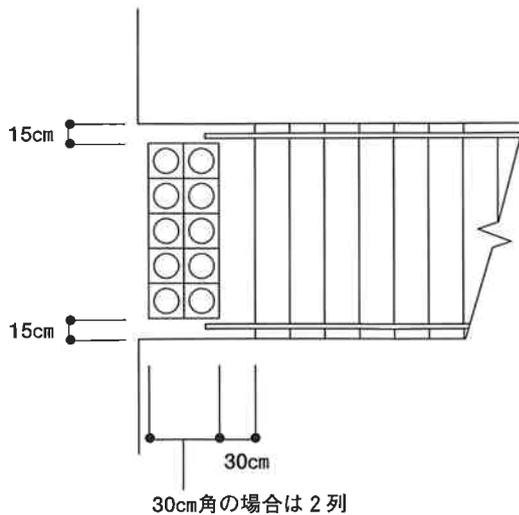
●(30cm角の場合)



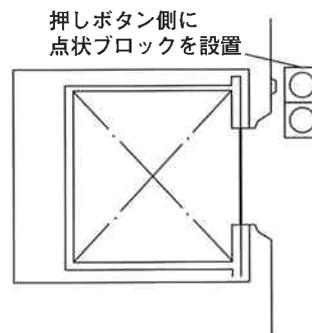
●(40cm角の場合)



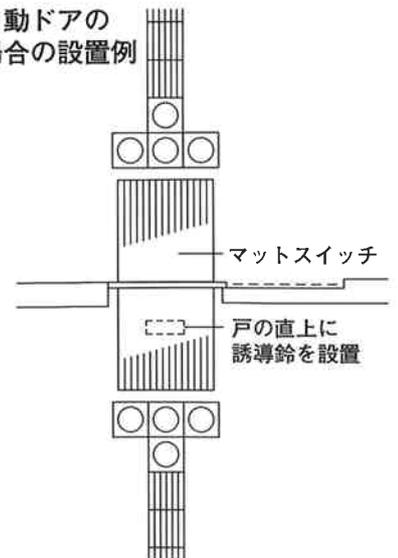
■階段の前後までの設置例



■エレベーター出入口での設置例



■自動ドアの場合の設置例



整備の基本的考え方

(1) 障がい者や高齢者などは、災害などの緊急時にはとりわけ対応が遅くなりがちであるため、緊急時の諸設備を設けるにあたっては、特に障がい者や高齢者などへの配慮が必要である。

①【警報装置】

・警報装置は、光と音によって非常事態の発生を告げる装置として、自動火災報知設備を連動させる。

②【避難場所】

・防火扉のくぐり戸の有効幅員は85cm以上とし、避難上障害とならないよう配慮する。

・避難上有効なバルコニー、または避難用滑り台を設けることが望ましい。その場合、出入口は「公共的建築物等 I-E 出入口（屋内）」に準じ、扉は避難方向に開くことができるものとする。

・不燃化対策、防煙対策、消火対策などを強化し避難許容時間の延長を図る。

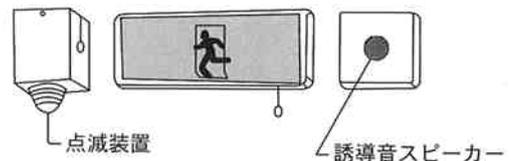
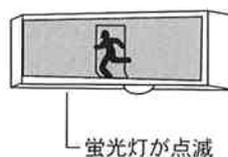
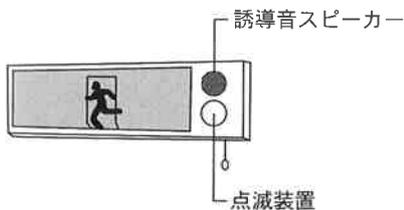
●非常口誘導灯の例

誘導音装置付誘導灯の例

点滅型誘導灯の例

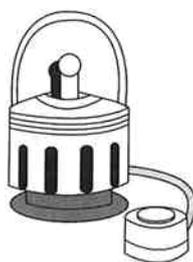
既設誘導灯に追加取付する方法

(本例は点滅型の機能も有している)



●警報装置の例

パトライト（回転灯）



1-T 授乳場所

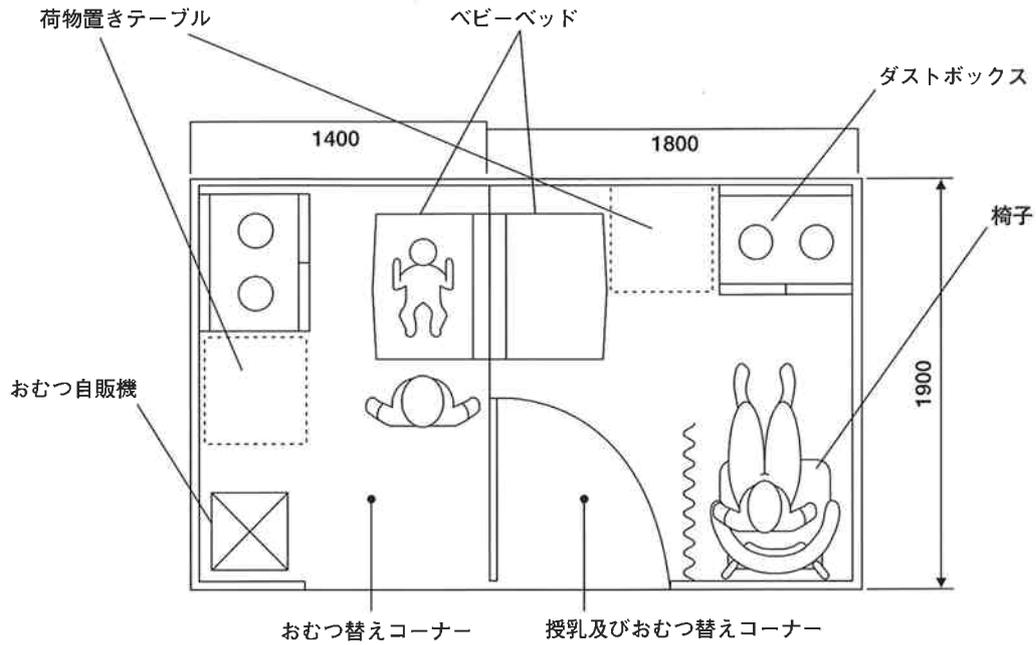
整備の基本的考え方

- (1) 乳幼児連れに利用される公共性の高い建築物には、授乳、おむつ交換などができる授乳場所を整備する。
- (2) 親と乳幼児が安心して休憩できる場所として、できるだけ静かで清潔な環境の維持に努めること。

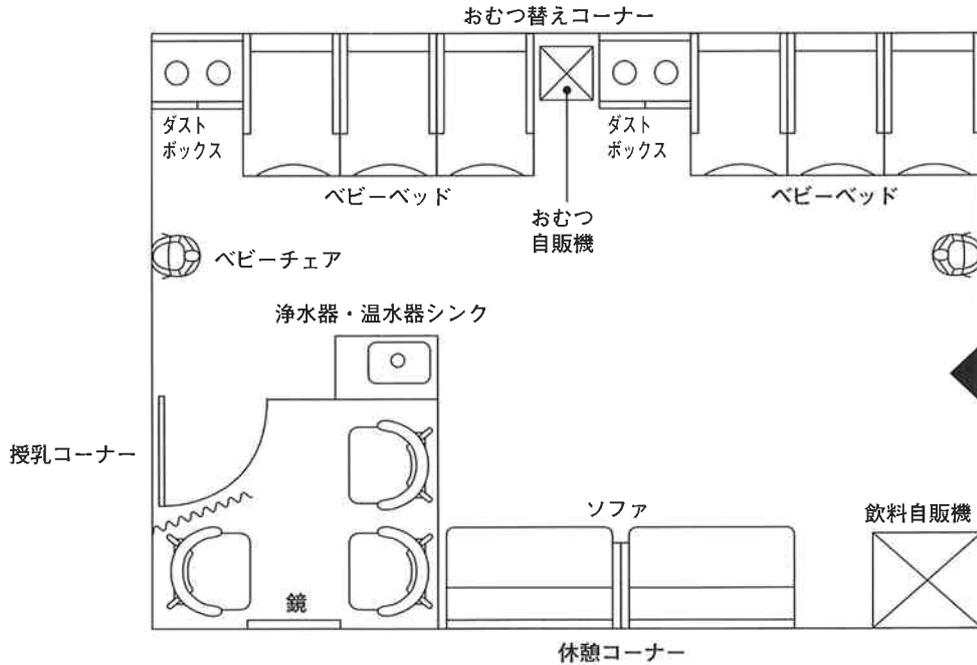
①【設 置】

- ・乳幼児を連れた者が長時間利用する施設（医療施設、官公庁施設、集会施設、物品販売業を営む店舗、文化施設、展示施設等）では授乳できる場所を設けることが望ましい。
- ・授乳室には、椅子、ベビーベッド、流し台、手洗い器、くずかご等の設置が望ましい。

授乳及びおむつ替えの場所の例 (独立した部屋が設けられない場合)



授乳及びおむつ替えの場所の例 (独立した部屋の場合)



案内表示の例

